

◎開会の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

順番に発言を許可いたします。

8番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

8番、目黒道人君。

[8番 目黒道人君 登壇]

○8番（目黒道人君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

今回は、町の少子化対策の取り組みについてということで、質問は一つですけれども伺いたいと思います。今、町が抱える課題の多くは人口減少問題だと考えます。で、これまでも国は人口減少対策に取り組んできたわけですけれども、今なお、子供の数が減少しております。なかなか歯止めがかからないというような状況です。この対策というのは、国任せにするのではなく、やはりこれは足元の人口を増やすと。只見町の人口は只見町が、自治体が責任を持って担うべき仕事じゃないかなと思っております。そこで、町の人口減少対策。特に生産年齢人口を増やす取り組みについて、町長の考えを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

8番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

少子化対策の取り組みについてであります。目黒議員が申されますとおり、人口減少対策は国任せではなく、町の実情を踏まえ、戦略的に事業展開し課題解決を図っていくべきであるとの認識から、只見町総合戦略を策定し、第七次只見町振興計画と整合性を図りながら事業推進を図っているところであります。目黒議員の申される生産年齢人口を増やす取り組みについては、年代によって異なるものとは思いますが、総体的には働き場、住宅、子育て環境の3つが特に重要と考え、次の事業を推進しております。まず、働き場の確保については、雇用増を図った事業主への雇用促進奨励金の交付、企業間連携による事業拡大の推進、南郷トマトなどの農業新規参入者への初期投資等支援、新規創業希望者への支援などを行い、働き場の確保を図っているところであります。次に、住宅確保については、これまで空き家バンクを立ち上げて空き家利用の促進を図るとともに、民間活力を利用した借上住宅の整備に向けて取り組んでいるところであり、来年度も引き続き借上住宅の募集を行い、さらには町営住宅の整備を合わせて行うことで一層の住環境整備を図ってまいります。次に、子育て支援については、年長児保育料の無償化、健やか発育・発達支援事業、放課後児童対策、子ども医療費助成、小中学校学力向上事業、公営塾の開設、一次医療機関の確保・充実など、子育て環境の充実を図っているところであります。これらの取組に加え、当町独自のU・Iターン等促進助成金を実施しているところであり、今後も生産年齢人口を増やす取り組みを積極的に行ってまいります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） それでは、再質問をいたします。

その前にちょっと、昨日から、なんだか風邪っぽくて、風邪ひいてしまって、熱あってですね、かなりぼんやりしているんですけども、ちょっとお聞き苦しい点、ぼんやりしているところあれば、ご了承いただきたいと思っております。

それであの、まあ、今日はですね、ちょっとまあ、なんか雪もちょっとひと段落したのか、ちょっと明るい光が射してますので、今回は少子化対策という、ちょっと明るい話題をです

ね、僕は明るい話題だなと、実は思ってるんですけども。これ、本当はですね、少子化対策の話題ですから、今日、この場にですね、うちの娘も連れてこようかなと思ったんですけど、ニュースになるといけませんのでやめました。少子化問題というとはですね、人口減少問題、これはいわゆる減る話ばかりなんですけれども、対策の話と目を向ければ、これはもう人口増加計画ということにもなるんじゃないかと思うんです。まあ町の人口を増やそうと、減る話ばかりじゃなくて、増える話をすると。これは一転して前向きな議論になるんじゃないかなと思っています。じゃあ、まあ、どうやったら増えるのかという質問なんですけども、答弁にありましたように、まずは働き場であったり、住宅であったり、子育て支援。こういったものを今、施策されているということです。それで、ちょっと質問ですけども、雇用促進奨励金の交付。この事業、これまでのところで、何件ぐらい利用があったか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 雇用促進奨励金の制度、実績でございますが、28年度からこの制度発足しまして、雇用主が雇用期間の定めのない雇用をした際に、奨励金を交付するという制度で、一人20万から30万という助成金を交付する制度でございます。28年度の実績におきましては、4事業者で8名の方が該当しております。またあの、年度途中ではございますが、29年度、当該年度につきましては、これまで2事業者、2名の実績となっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。まあ、そうですね、これはあの、すごく事業者にとってはですね、こういった対策があるというのはありがたいなど、僕も事業をやりながら思うところではあります。ただ一方で、これはなかなかですね、そうかといって、やっぱり雇用というのは責任が伴うものですから、業績が悪化になって、なかなか、じゃあ、お疲れ様でしたと、なかなか言えない立場だということもありまして、なかなかちょっとね、難しいところなのかなと思ってます。もうちょっとその、世の中も回復基調になってくれば、こういった制度は利用されてくるんじゃないかなと期待はしていますが、実際はちょっとまだまだ厳しいのかなといった感想ですね。

で、ちょっとですね、ここで気になる数字がありまして、昨年生まれた只見地区の子供は

4人だそうです。で、うちの娘の同級生ということになるわけなんですけども、町全体としては18人と。そして、今年度はですね、嬉しいことに、見込みを含めると28名。去年より10名も多いということなんです。まあ、多いといってもですね、これは比較的多いという話であって、まだまだあの、少ないことには変わりはありません。しかもあの、今年度生まれの子供というのは、うちの娘の一学年下ということになりますので、もう、うちの娘の同級生は4人だということになっちゃうんだなと思いました。まあ4人というのはですね、実際これ、さびしいなと思うんですよね。ドッジボールなんかやってもですね、内野と外野に分かれると、もう一人ずつですからね。もうすぐ勝負決まっちゃったりとか、なかなかこれは厳しいのかなと。つまり同級生が増えるということを経験したときには、それは転校生がやってくるということなんじゃないかなと思っています。でまあ、そこでちょっと質問なんですけども、昨日の答弁、鈴木好行議員の答弁の中でですね、U・IターンのPRとして、幅広い層にとということありました。それで子供のいる世帯でのU・Iターンは昨年で何件、今年度、まだ年度途中ですけども、今年度は何件あったか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） U・Iターン等促進助成の、これも実績でございますが、これも同じく28年度からの制度化によって実施しているものでございます。28年度の、まず全体的な実績からいたしまして、24名のU・Iターンの方がこの事業の実績となっております。また29年につきましては、11月末現在で10名ということでございますので、これまで1年8ヶ月になります、34名という結果でございます。ご質問の、いわゆる世帯でのU・Iターンということでございますが、世帯でのという統計の取り方というのは、すみません、今手元ではちょっとないんですが、ちなみにですね、ご質問の生産年齢人口という、年齢的には15歳から64歳までという括りでいきますと、全体の34名中29名がその生産年齢人口にあたります。よって、94パーセントの方が生産年齢人口としてU・Iターンで只見町に入ってきているということが実績から読み取れるものでございます。直接的な回答になっておりませんが、こういった実績でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。そうですね。ちょっとここは押さえないポイントだなと思っております。まあ、若い人に来てほしいし、できれば一人よりは世帯で来られたほうが人

口増といった可能性もね、ぐっと高まるところかなと思います。それではそのPRの手法としてはどんなものがあったでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） PRにつきましても、昨日の一般質問での答弁にもあったかと思いますが、町のホームページ上では常に情報発信してございますし、年何回かでございますが、町内のおしらせばん等に公布をしているということから、幅広い年代にという訴え方でございます。それからあの、具体的なあの、外向けの、対してのPRといたしましても、広域的な繋がりがあります只見川電源流域の7町村での共同の事業であったり、県の振興局が主催する定住2地域のイベント。それからあの、NPO、ふるさと回帰支援センターが行うふるさと回帰フェア。そういったところへの情報発信を通じてPRに努めているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。昨日も答弁ありました。ホームページに掲載というところですけども、この辺ですね、もうちょっと、ホームページというのは結構ですね、陥りがちなところでして、上げときゃ誰でも見てくれるだろうなんていうこと期待するわけなんですけど、これ、なかなかですね、実際は見てくれないというのが実感として思っているところなんです。で、これはですね、もう町のホームページということは、見ようとする人は只見町のこと知ろうとして見るわけですし、それってよっぽどだなと思うんです。むしろ、田舎暮らしであったりとか、もっと広いキーワードでもって見られるわけですので、ホームページからリーチされるというの、もうそれはかなり具体的になってる方だなというところなんで、結びつきやすいのかなという反面、そういった人って全体の母数の中でどれほどいるのかなというの、ちょっとわからないところなのかなと思っているところです。やはりもっと若い世帯といいますか、子育て世帯のU・Iターンがもっともっとほしいところなんじゃないでしょうか。特にその、Iターンですね。これはもう、よくよくリサーチして、効果的な事業にしていきたいなと思います。

で、そこでちょっと注目したいのが、わが町が取り組む教育施策なんですけども、先ほども触れましたように、児童数が定員に満たないわけですから、学校などはですね、マンツーマンの教育環境があるということです。複式学級という、なんとなく、ちょっとね、田舎のかわいそうな学校みたいな感じに、印象としてはなってしまうんですが、あえて言うならば、

リッチな教育環境があるんじゃないかと。ちゃんと目が届いてですね、一人一人に注意がいくというところがあるんだと思います。それからユネスコスクールなどにも準拠していて、ユニークな教育環境があるんじゃないかなと。それから、高校では山村留学制度もあって、公営塾まである。先ほど答弁にもありましたけど。それとあと保育所の体力不足問題についてもですね、なんか、体操の、山梨大学の先生のところ。こういったところというのはね、アピールポイントにすごくなるんじゃないかなと思っているんですけど、町長はこの辺いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） おっしゃるとおり、只見町の場合、保育所から、小・中・高と、独自の、ほかの町村にない活動も続けております。それで、まだ保育所やなんかは、始まったばかりなものですから、この後、今後どのようにしていったらいいかということも踏まえながら、アピールの方法についても、それぞれの特色をうまく絡ませながら、只見町は子育て条件はこういう形でできますというものをできるだけアピールをして、ほとんど今、子供さんを連れてとなると、おまわりさんとか、そういった方、電発さんとか、そういった仕事の関係で来られる方が非常に4月に多いんですが、直接、新たな職を求めて、そういったところに着目されておいでになられる方について、できるだけ、まあ、町のほうとしても、そういったところは願っているところですので、今後とも、皆様のご意見をいただきながら、できるだけ良い方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちなみにですけども、放課後児童対策のことでちょっと伺いたいと思っております。これ、いわゆる学童保育というか、この、念のため、ちょっと伺いますけど、この放課後児童対策の、これ、皆さん、子供達は全員受けられる環境でしょうか。それとも待機児童なんているんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 放課後児童対策ですが、子育てひろばと放課後こども教室と2種類ありまして、どちらも希望すれば入れる状況になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうですね。まあ、わかってはいましたけど、念のため、ちょっと確認で伺いました。まあ、ほんと、みんな、こういったサービス受けられるというところでは

ね。ちょっと調べてみました。都会のほうではですね、よくあの話題になります保育所の待機児童問題というのがあるわけなんですけども、この次はですね、学童保育の待機児童問題もあると。小学校に上がったならば、その放課後の預け先がないということもあるそうなんです。で、皆さん、共働きですから、こういった点については、只見はまだまだ、余裕があるといえますか、優位性があるのでは、そういった教育環境が整っているんじゃないかなということもできるんじゃないかと思います。まあ、それであの、こういった教育面の優先をですね、アピールしたらですね、Iターンに繋がるんじゃないかというふうにも考えられるわけなんですけれども、まあこれまでいろんなPR、イベント出られたりとか、だと思っんですが、そんな中で、特に教育面を打ち出したPR。こういったことはどんなのがあったでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 教育面を打ち出したPRということでございますが、義務教育、小・中については従来の法によります教育を行っております、先ほどお話もありましたけれども、山村教育留学につきまして、いわゆる高校生の町の支援ということにつきましては、教育委員会が主導になりまして、首都圏はじめ、県内各地にPR活動等に、各学校のほうに行ってまいっておりますし、ふるさと交流都市の柏市で学校説明会。そして東京都新宿区での学校説明会を夏に開催しております。そのほか、山村教育留学のPRということで申しますと、SNSやホームページ等も活用し、チラシ等も印刷して周知しているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。まあ、そうですね。山村留学は、やはり各地でPRされていると思いますけれども、まあ実際、小学校・中学校は義務教育というところもありますから、これをどうPRするかっていうのは、なかなかちょっと、考えないといけないのかなとは思っています。

で、ちょっとよその話になりますけれども、千葉県の流山市というところがありまして、これは柏市のお隣なんですけど、あそこはですね、母になるなら流山市というキャッチフレーズで、それで子育て世代の移住、これがね、大成功したというところなんです。これはあの、つくばエクスプレスという鉄道がですね、東京から筑波まで通ってまして、でまあ、柏市ですと柏の葉キャンパスとか、そういったところ通ってまして、つまりその、これまで、流山

市っていうと、あんまりこう、こんなこと言うと怒られますけど、あまりちょっとパッと、なんか、どこにあるのかなというか、鉄道も流山鉄道ってちょろっとしたのがあるぐらいです。それ、そんなところだったんですけど、ここが一気に便利な通勤圏になりまして、ベットタウン化して、そこでまずは保育所をね、どんどん造って、それから学校も造って、保育所は延長保育。これ、たしか充実させたんだと思うんですけども、駅前にもそういった施設を設けたりして、働きながら子育てできる環境という、これがですね、すごく反響があって大成功したわけなんです。で、今度は集まり過ぎちゃったために、今度、逆に待機児童問題が起こっているという、ちょっと極端な例ではあるんですが、これ、何言いたいかという、それぐらい、都会ではですね、教育ニーズ、これがあるという表れなんじゃないかなと思ってます。もう、まさにこれは孟母三遷という言葉ですね、教育環境が人を動かすというわかりやすいエピソードなんじゃないでしょうか。

で、それである、こちらも参考になるんじゃないかと思うのは、昨年、経済文教常任委員会の視察研修で伺いました群馬県の上野村ですね。こちらにはかじかの里学園という、中学生向けの山村留学制度があります。これは全寮制で、でまあ、こういったものもね、ヒントになるんじゃないかなと思うんですが、例えば子供だけの山村留学じゃなくて、世帯向けの、小・中学生が家族とやってくる山村留学制度というのを町でやったら、例えばどうでしょうかということなんです、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町の場合も、高校の留学制度を設立するとき、当初は小学生も含んでおりました。ただ、その中で、含んではいたんですが、現実的な問題で、その受け入れるといたしますか、当初は家庭に入れようという考え方がありましたので、施設整備が大変なものですから、そういった構想の中では、なかなかあの、難しかった経緯はあります。それで、今回のところの全寮制ということであれば、寮という形になるかとは思いますが、その辺につきましては、若干、内部検討等もしながらやっていく必要があると思います。ということは、高校生の場合と違いまして、小・中学生となると、また違う環境を整えていかなきゃならないんじゃないのかなということも考えますので、そういったところも含めて、それと只見町の当初の山村教育留学制度の導入の頃をひとつの反省資料としながらも、考えてはいきたいとは思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君）　そうですね、高校の山村留学は非常に、まあ今、段々良くなってきているというところもありますので、これはまあ、検討だということではありましたが、ちょっと前向きに検討いただければと思います。

それである、まあ、結局のところ、世帯を呼びこもうといったときには、働くところと、住むところと、これどうするんだという議論も、これ、どうしてもなるわけなんですけども、まあ、これは昨日の答弁にもありましたように、町営住宅も今、計画してますし、それから農家ですね、新規就農だったり、それから製造業のほうでも人手不足といったところがあって、段々、好環境に只見もなっているのかなと思ってはいるんですが、ただ、その一方でですね、あまりこちら側で先回りして、住宅だったり、就職先だったり、これは良いことだとは思いますが。ただ、必ずしも、じゃあ、町営住宅なら住みたいとか、それから働く場所だって、自分で食い扶持ぐらひはなんとかするよっていう人だっているのかなと思いますし、むしろそうやって自立的に只見に来ていただく方、こういった方が来られれば、町としてもいいんじゃないのかななんて僕は思うんです。結局、農業や製造業、結構、働き口としては限られた、そんなにいろいろあるわけではありませんで、そこにマッチすれば、勿論、良いと思いますが、そればかりでなくて、例えば空き家に住みたいとか。

で、そこでですね、ちょっと提案なのは、もっと幅広いPRや、またパブリシティ施策ですね、雑誌に記事を投げ込むとかですね、これ、なんとかできないのかなと思ってます。広くPRすれば、そういった、自分でなんとかするよっていう人だって、来てもらえるんじゃないかと思えますし、もしかしたらね、お金で買えないわけです。こういった教育環境というのはね。まあ、でも、そういったものを求めてお金持ちだって来るかもしれないというところもあると思います。今、子育て世代と言われる20代・30代は、必ずしも、金銭的な、なんていうんですか、金銭的な豊かさが人生の豊かさではないといった、そういった価値観を持った世代が結構増えているということですね。余暇を充実させたいとか、人生を豊かに過ごしたいというのが一定程度存在するということなんです。そしてまた、若い世代では、そういった移住もですね、ライフスタイルの一つとして受け入れられてまして、まあ、そういったイベントなどもすごく盛況だということなんですけども、今年度は、例えば先ほどふるさと回帰フェアと言ってましたけども、こういったイベントには、今年度はどこか出られてますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君）　観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君）　まずあの、多様なPR。そして多様なライフスタイルを、お金ばかりじゃないと、こういった田舎暮らしをというところでございます。少しあの、先ほどU・Iターンの実績の中で、住居の関係で、少しこう、おや、というところがあったんですけども、実はあの、全体で34名の、これまでU・Iターンで戻ってこられてます。で、Iターンの中で、空き家で入居された方が4戸あります。特にあの、多いのは地域おこし協力隊というところではあるんですけども、やはりあの、この地域に想いを持った方であれば、やはりそういった空き家利用に繋がるだろうと。それが今、目黒道人議員がおっしゃった多様なライフスタイル、いろんな考え方のもと、こういった田舎暮らしをということに繋がっているのかなというふうに思っております。やはり、こういった実績からしましても、先ほどのあの、外へ向けてのPRということでは、年明けになります、2月に、東京に、東北地域U・I・Jターン促進事業と。これあの、東北地方への、首都圏から招き入れようということなんでありますが、ここにあの、実は誘致企業、町内の誘致企業からお声掛けがありまして、誘致企業と一緒に行政も参加をして、そして、そういったU・Iターンを促進するイベントに参加しようということが今後計画をされております。ですが、こういった実績も踏まえまして、そういったイベント等への参加によって、U・Iターンを促進に努めたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君）　8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君）　そうですね。年明け、これはちょっと期待したいなと思います。都会には本当、様々な方いらっしゃいますので、やはりPRすれば、マッチする人が多少なりともいるんじゃないかと思っております。まあ、流山市のように何千人も呼び込もうという話ではなくてですね、これはもう、せいぜい、まずは数十世帯とかいう、取り組みやすい目標でもまずは良いんじゃないかなと思っております。それで実績を重ねながら、こういったニーズがあるのかといった部分、掘り下げたりとかですね、今ほどあの、地域おこし協力隊の方で空き家に住まれているというのも、これもやはり良いことだなと思っておりますし、この間、教育委員会の松本君は、仕事百科で見つけて、只見に地域おこし協力隊決めたという、この仕事百科とかですね、こういったあの、サイトの活用をですね、これはすごく、ズバリその、両者のニーズにマッチしているといいますか、ああいったサイト、ちょっとうまく言えないんですが、ニーズがあるところに投げかけるといった、こういった取り組みはですね、すごく効果があると思います。まあ漠然と、そのIターンの人にね、どこにいるのかわからない相手に

こう、釣り糸垂れるよりもですね、ある程度、狙いをつけていくというのができるんじゃないのかなと思いました。

で、まあ、これまでちょっとIターンのお話ですっきりしましたけど、まあ実はむしろ有効なのは、Uターンなんじゃないかと。これも以前、ちょっと僕もお話したと思うんですけど、Uターンということは、もう、そもそも只見出身の方ですので、もう帰ってきてもらうだけなんです。これってというのは。しかも、いわば実家ということですので、住むところもすでにあるし。このアドバンテージは結構大きいんじゃないかなと思っております。PRといってもですね、よそにいる息子や娘さんにですね、段々、戻ってきたらなじょだと。電話一本かけてもらうだけで、もしかしたらね、ちょっと考えてんだよな、なんていう人だっているかもしれないんで、あれですよ、親子間ですね、住居にまつわる諸問題、これもきつとあるんじゃないかと思うんですけど、これは何等か解決していただいたとしても、むしろリーチできるのは繋がりがあうUターンのほうがいいんじゃないのかなと思いますけれども、ちょっと今年度、Uターン向けのPRというのはどういったものがあつたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 特にあの、Uターン向けという、特化したイベント等はございませんが、やはりあの、町内への、おしらせばん等によつての、

〔「成人式…（聴き取り不能）」と発言する者あり〕

○観光商工課長（渡部公三君） すみません。特にありませんと言いましたが、ありました。今年の成人式、8月15日ですかね、毎年、町のほうで、町の成人式が行われておりますが、その成人式においては成人者を対象にUターンの呼びかけを強く町長のほうから対象者に熱く呼びかけられたということがございます。さらにあの、先ほど言い掛けましたが、おしらせばんとか、様々なその情報を通じて、これ、間接的にはなりますが、やはりあの、こういった人口減少、少子高齢化の中で、町はU・Iターンを促進しているよ。またはその、町の総合戦略であつたり、これからの地方創生で人口減少対策、Uターン政策、そういったものは推し進めているということは広くPRをしているわけですので、そういったところをお汲み取りいただいて、それぞれのご家庭でのUターンに繋げていただければなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうですね。成人式でもたしかに、そういったPRされていたなど、

ちょっと思い出しまして、でまあ、成人された皆さんの中でも、いずれは戻ってこようかなという意向を持った方、これ結構いるというのは結構頼もしいことだなと、そういった傾向にあるというのはすごく良いなと思います。で、こういったですね、いってみれば、ちょっとこう、背中を押すというか、ちょっと考えてんだよなという、実はもっといるんじゃないのかなと思うんです。しかもそういった家族を通じてですね、そういった後押しをしてもらえるような、これは是非ですね、ちょっと、なんかうまいやり方がある。これ、たぶん、そんなお金もかからないですし、よそへ行って何かやろうという話でもなくてですね、町民の皆さんで、息子、東京にいんだよなというような人、こういった人に呼び掛けてもらえれば、それでまあ、成果があるんじゃないのかなと思います。でまあ、そしてその、すでにUターンというのは、すでにこう、地元人間関係があるというのが、これがやっぱり一番有利な点だと思って思います。僕も、もう、ね、十何年前に帰ってきたんで、もはやUターンでも何でもないんですが、やはり帰ってきて思ったのは、知ってるおじちゃん・おばちゃんがいったり、同級生がいったり、友達がいてと。これはやっぱり、大きいのかなと。これは実感があるわけなんですね。こういうところでまあ、腰を据えて、人生を過ごす、前向きに生きていくというか、こういったことは実感があります。で、これ、ひとつ、ちょっとポイントだなと最近思っているんですけど、小学校に上がるくらいの、上がる前くらいのお子さんがある方。これはですね、ターゲットしてはいいんじゃないかなって思うんです。結構、小学校入学を機に、生活基盤変えようという考えられる方はいらっしゃるようでして、その人生の言ってみれば選択のポイントですね、ちょっとある意味、揺れるというか、どうしようかなっていう。ここを押さえてですね、帰ってきたらどうだと。こめらも、孫も、せでこおと。こういうのはね、良いんじゃないかなと思うんですけど、これ、どうでしょうか。副町長。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） お答えいたします。非常にユニークなアイデアだというふうに受け止めました。私のあの、この4月に着任をいたしまして、小学校の入学式はおそらく朝日小学校だったと思いますが、来賓として一応、参加をさせていただきまして、今年5人だったと思います。朝日小学校。であの、私の子供を育てた福島市、大森小学校というところなんですけど、1学年6クラスあるような、非常にあの、おそらく県内でも随一のマンモス校でございまして、様々こう、入学式、卒業式、運動会等々、行事等参加をさせていただきましても、非常にこう、その他大勢の一人として埋もれてしまうというようなところございまし

て、私あの、朝日小学校入学式、今年5人ということで、非常に少ないということで悲観的なご意見もお聞きはしていたんですけど、私は逆にですね、非常に子供一人一人が大事にされている、温かい入学式だなというふうに私は強く感じました。で、先ほど様々、その教育世代を対象にしたPRということでご提案ございましたが、まさにそういった狙い目といいますか、その、一見、ちょっとこう、ピンチに見えるところを、逆にこう、チャンスというか、逆にそういったところを評価していただける方もすごく多くいるんじゃないかというふうに思いますので、是非そういった、いろいろ、多々、U・Iターン等の、先ほど観光商工課長からご紹介ありましたが、事業取り組んでますので、是非その辺の部分もしっかりPRしていければいいのかなと思いました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっと可能性あるんじゃないかなというところのお話でした。やっぱり、このUターンでも、Iターンでもですね、やっぱり、良い環境、子育てにとって良い環境を求めて来るっていうことは、子供を産み育てるという話なんですね。もっと具体的に、それはですね、すなわちその、わかりやすく言うと、部落にこめらが増えるということだと、みんな考えてみたら良いんじゃないかなと思うんです。どうでしょうかね。皆さんのまわり、部落には、こめらはいますかね。で、部落にこめらがいるというのはですね、これ、結構すごい効果があるんじゃないかと最近実感しているところなんです。まず、皆さん、優しくなるんですよ。こめらがいると。で、もう、すごくニコニコしてくれまして、今日はさすがに連れてきませんでしたけど、僕なんか、銀行とか、商工会とか行く時にちょっとね、用足しなんかある時には、娘連れて行ったりしていくんですけど、皆さんね、連れてくるななんていう人はいないわけです。で、まあ、抱っこしてもらったり、ぐずったりすればあやしてもらったりしながら、そういう様子見てますとね、ああ、やっぱりうちの子って可愛いんだな、なんて思ったりして、こういうのをですね、あると思うんです。それで、聞くところによると、こめらと接していると幸せホルモンなんていうのが出るらしいんですよ。これがですね、気持ちが若返ったりとかですね、このこめらが部落にいるというのはですね、すごく効果、そういった意味で、効果があるんじゃないかなって思うんです。で、そしてあの、こめらにはですね、是非ね、方言をね、教えてあげたい。方言だったり、訛りだったりとか。もう、これからのこめらはですね、もう、グローバル社会の真ただ中で育つ人材というこ

とになるわけですが、この訛りであったり、方言。これがですね、彼らにとってのアイデンティティーを持つことになりまして、その宝がですね、そういったものが宝になるという日が来るんじゃないかなと思ってます。世界はどんどん狭くて、均質化していく中であって、訛っている。自分の言葉を持っている。これはすごいですね、アイデンティティーになるんじゃないか。またこれ、欲している人も、やっぱり、実はいるんじゃないかなって考えるんです。昨日あの、鈴木征議員がですね、まなぐが見えないとおっしゃいました。部落のじいちゃん・ばあちゃんですね、こめらに、まなぐ、教えてもいいんじゃないでしょうか。それから只見学とかですね、地域の文化・歴史も実践的に教えてあげたら良いんじゃないかなと思ってます。まずもう、こめら。こめらファーストといいますか、もう、そういった移住や施策、是非、実現していただきたいと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、子供増えることが一番の解決策だと思います。人口減少対策については。それで、そういった意味では、教育委員会の山村留学制度のほうについては、孫を只見へという形でチラシを配りながら、今、呼びかけをしているという取り組みもやっております。そういった形であの、一つ一つ捉えていくうえで、先ほども出ましたが、自主的に子供達を育てる親が、只見のほうに来ていただくということであれば、是非、住まいも、職場も、できるだけこう、丁寧に対応していくという形をとるには、やはり今まで言われましたように、どのようにして情報を発信していくかということ、今議会の中でも、非常に町のホームページのあり方について議論がありました。であの、これをどのような形で、一番アクセスしやすい、そしてどの分野を、自分が希望する分野をどのようにして入っていけるかということについては、私も専門的なところは弱いところなんですけど、是非あの、ここは検討して、アクセスを多くいただけるような、まずホームページを作ると。それと、併せましてあの、先ほど出ました、他の、そういった情報発信できる機械を利用しながら、それで、例えば一つの例としては、地域おこし協力隊といいますか、募集方法で、昨年といいますか、教育委員会で独特の募集方法取りました。非常にそういったことは、ひとつの例として、塾生がいっぱい集まり、ひとつの成功をしております。そういったことをひとつの勉強課題として、ほかの部署にも関連させながら、同じことをやっていたんではだめだと思いますので、いろんな工夫をして、情報発信をしていくことを今後検討して、そういった本当に只見町に来ていただける方に呼びかける機会をできるだけつくっていくというものを重

点的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうですね、ホームページなど、やはり皆さん、今、情報はそういった形で取られるということですので、そこは是非、良い形で、情報が届くように、是非やってほしいなと思います。

それで、ちょっとですね、最近気になる話なんですけども、葬式がですね、多くなっているんです。今、只見は。10月と11月は結構多かったですよね。皆さんもご存じだと思います。実感されていると思うんですが、先週発行された広報ただみには、お悔やみが14名。で、誕生が1名。こうなると、誕生ってすごいなって思うんですね。すごい自分のことのように嬉しかったわけなんですけども、やっぱりでも、お悔やみが多いというのはさすがにちょっとやりきれない想いです。人口減が加速しているというのもまさに実感してますし、また、同時に、そうなる気になるのが、高齢者世帯が亡くなると、今度はそのお家がですね、空き家になっちゃうと。こういった可能性高いと思うんですね。これは部落の皆さんも、正直、話題にし難い部分だと思いますので、僕はあえて、ちょっと勇気をもって、この話題に触れたいなと思っているんですが、もうこれは確実に今後増えていくと思ってます。で、我々、この問題に直面しなければいけないというのがやっぱり課題だと思ってまして、まあ、そこで是非、これはですね、区長連絡協議会などを通じて、部落でも是非話題にさせていただきたい話だなと思ってます。まあ、できたらですね、ご家族がまだご存命のうちに、その建物のその後の行く末について、家族で話し合ってもらおうというのもね、できないでしょうか。ご家族が帰ってきて住む。または親戚が住む。なんでもいいと思います。やっぱりその建物って住まなくなると、急にこう、劣化していくといいますか、住めなくなっちゃう。建ってはいるけども、あちこちボロボロになっていくというのは建物の宿命なのかなと思いますので、またその空き家バンクに登録する。これも是非、登録していただけたらなと思うわけなんです。空き家バンク活用して、今度は若い子育て世代が移住してくればですね、何度も言いますが、部落にこめらが来てくれて、部落も明るくなるんじゃないかと。でまた、ご存命のうちにですね、こういった相談をしておけば、安心して長生きしていただけるというところ。また、こういった言い方もできると思うんです。準備万端整えた人ほど、お迎えがなかなかこない。そういったもんだと僕は思ってます。なかなか、ちょっとこれはですね、話題にし難い部分だと思ってますけれども、この件、町長はいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 空き家対策については、非常にあの、難しい問題も絡んでおりますが、ただあの、現在、ひとつあの、空き家バンクについては、希望者を募りながら、振興センターのほうでですか、取り組んでおりますが、なかなかあの、ホームページのほうにも上がっていないという、それぞれ、その家族なりの思い入れがそこにあるということがひとつあるんだと思います。で、ただあの、そういった取り組みの中で調査等はしておりますので、それと、あとあの、最近、集落の中でも空き家について、随分、区長会の中でも話題は出ているようですので、ただそれが、第三者が素直に入っていけるかどうかということについては、呼びかけに応じたところから入っていく必要があるのかなというふうに思います。お年寄りのところへ行って、その後すぐというのも、なかなか難しいところがありますので、情報の発信の仕方は十分な検討をしながら、対策はしていく必要があると思います。それと、只見地区については、この空き家がここのところ、塞がっていくといたしますか、そういった傾向もあります。自主的に動かれるところもありますので、そういったところは集落に応じて対応できれば、非常にありがたいかなとは思いますが、ひとつとしては空き家バンクの事業を進めていく中で、そういったところは視野に入れながら対応していく必要はあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） まあ、やはりこれはあの、各部落でも、是非、話題にして、より良い方向にですね、なってほしいなと思っています。

今日はちょっとあの、少子化対策ということで、明るい話題ということで、ちょっと、切り口で話してみました。もう、これは本当にね、未来の話をしているわけでした、未来は必ず明るい、やはりその大前提に立って、こういった事業をですね、進めて、自信を持って進めていただきたい。やはりこれ思うところなんです。

で、最後にちょっと、もう一つ、お話して終えたいと思うんですが、ちょっとこういった話がありまして、先日あの、消防団の忘年会がありまして、そこであの、駐在所の所長さんが来られまして、そこでちょっとご挨拶されたんです。何の話かと言えば、警察官の住宅問題でした。所長さんは駐在所の上のほうに住まうことができるんですが、それ以外の方は、只見地区には2名いらっしゃるわけですが、その2名の方は町営住宅にお住まいなん

だそうです。で、ここでちょっとしたミスマッチがあるんじゃないかというお話なんですけれども、独身の警察官の方はまあいいとしてもですね、ご結婚されてご家族のある、でまたお子さんもいらっしゃる方もいらっしゃるそうなんです、ところがまあ、これはたまたま、仕方がなかったんだと思ってますけれども、ちょっと住宅が狭いようなんですね。間取りといますか。でまあ、それで、奥さんとお子さんはご自宅、ちょっと離れたところに住まわられていて、そのお父さんだけが今、只見へ単身赴任で来られているといった状況もあるそうです。これ、ちょっとね、僕、もったいないなと思ひまして、その警察官の方、ご家族で只見にもし転居されて、きちっと住民票も移されますので、そうなれば学校に通われる子どもも増えるんじゃないかなということもあったのかなと思ってます。勿論、皆さん、必ず、住宅あれば家族で来るかという、またそれは違うかもしれませんが、環境さえ整えばご家族で転入される方も、そして、またこめらも増えるという話ですので、ここはひとつちょっと、そういった部分、なんか配慮があってもいいのかなと思ひましたが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 実は、警察官の方の住居のお話、伺っておりました。今回あの、異動によりまして、二人の警察官の方、交代をなさったわけでありましてけれども、まず一つ、そういったところで広いほうに独身の方、若干狭いほうに妻帯者の方がという、一人でおいでになってますけれども、決定となりました。これはまあ、一つには、入れ替わりの時期ということがありまして、出る・入るというタイミングでそのようになったのかなというふうには感じております。あと、妻帯者がですね、奥さん・子供を連れてということではありますが、ご自身のご事情もおありだと思いますので、住居だけの問題なのか、ちょっとこの辺は確認はしてないわけでありましてけれども、そういったニーズには、やはり警察官、只見町にはなくてはならない職でありますし、そういった方の人数が減るといことがあっても、これは困ります。そういったことで十分、ご提言・ご意見、事情をお聞かせをいただきましたので、今後の住居の配置には参考にさせていただきたいなというふうには考えます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） じゃあ、終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、8番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

続いて、11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

[1 1 番 山岸国夫君 登壇]

○ 1 1 番 (山岸国夫君) それでは、一般質問通告書に基づいて、3点質問させていただきます。

一つは、学校給食費の無料化を求める内容です。昨年の6月会議。この中で学校給食費の無料化を提案してまいりました。そして今年の9月会議では、子供が生まれてから一貫した子育て支援策を提案してきたところでもあります。再度、その後の検討がされているのか、町当局の考え方を伺いたいと思います。

二つ目は、朝日診療所で眼科を受診できるようにすることを求める中身です。目の病気で遠方の医院に通院されている方の負担軽減のため、朝日診療所において、整形外科と同じように受診できる体制の確立を求めたいと思います。町の考え方を伺います。

3点目は、確定申告の際のマイナンバーの扱いについてであります。町民が確定申告する際、マイナンバーの記載をどのように扱い、周知徹底を現在どのように行ってきたかを伺いたいと思います。

以上、3点です。

○議長 (齋藤邦夫君) 町長。

[町長 菅家三雄君 登壇]

○町長 (菅家三雄君) 11番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、学校給食費の無料化についてであります。現在、当町では学校給食に毎年600万円を支援し、地元の食材を積極的に活用するとともに、保護者負担の軽減を図っております。県教育庁健康教育課によりますと、県内では7町村が全額軽減いわゆる無料化をしており、そのうち6町村は東日本大震災の被災者児童生徒等修学支援事業を活用しての実施であります。学校給食費の無料化については、町で行う少子化対策の他の施策及び国・県の事業施策を踏まえて考えてまいりたいと思います。

次に、朝日診療所の眼科受診についてであります。山岸議員のご指摘のとおり、眼科または他の診療科を受診するために町内の方が町外の医療機関へ通院しておられることは事実であります。現在、朝日診療所では月に2回、南会津病院から整形外科の医師派遣を受け、診察を行っております。南会津病院の整形外科には3人の常勤医師がおり、その中から月2回の応援医師の派遣をいただいております。眼科の診療も同様に行うことができないかという趣旨のご質問であります。現在、南会津病院に常勤の眼科医はおらず、週2回のみ非常

勤医師で診療を行なっている状況であり、応援医師の派遣をお願いすることは現時点では困難な状況であります。なお、医師不足は全県的な問題であり、特に南会津方部においては、人口10万人当たりの医師数が平成26年ベースで97.6人と、県平均の188.8人を大きく下回っており、医師の確保が地域の深刻な課題となっております。この課題解決に向けては広域的に取り組んでいく必要があることから、引き続き他市町村とも連携をして国・県に対してしっかりと訴えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、確定申告の際のマイナンバーの取扱いについてであります。国税に関する法律や関係規則等の規定により、税務署等に提出する申告書や法定調書等の税務関係書類にマイナンバーを記載することが義務付けられております。所得税については平成28年分の申告書から提出される方及び控除の対象となる配偶者や扶養親族の方のマイナンバーを記載いただいております。なお、なりすましを防止するため、マイナンバーの提供を受ける際には本人確認を行うこととされており、マイナンバーカードを提示いただくか、通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の提示とともに運転免許証や健康保険の被保険者証により本人確認を行っております。また、マイナンバーの記載に関する周知については、申告相談をする際に番号確認書類や本人確認書類を持参していただくよう、おしらせばんに掲載をして広報しております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 最初に、順番どおり、質疑進めたいと思います。

まず最初の学校給食の問題ですが、この間、いろいろ様々、昨年6月会議でも質疑させていただきました。現在は、学校給食費全額無償にしている自治体、83自治体に広がっております。で、これらの無償化の目的、動機。これらは少子化対策、子育て支援などが中心であります。で、これに加えて、食育の推進となっていることも、これらの市町村の動機であります。で、同時に、2005年、平成17年の制定された食育基本法で、給食と食育が、知育・徳育・体育の基礎を成すものとされており、給食は給食費無償化の範疇に入ると指摘されております。これは名古屋芸術大学の名誉教授の言葉でありました。で、同時にですね、これらの研究グループでは、所得によって児童・生徒の食事の内容がどのようになるかという調査も行われております。全国的には子供の貧困化という問題も大きくクローズアップさ

れているところではありますが、この中でもタンパク質、野菜の摂取量の差が所得の差によって、低層・中層・高額所得者ということに分類すると、低所得の人の子供ほど食事も粗末になっているという調査結果が出ております。そういう意味では、只見町は中学校まで給食がされてますので幸いではありますが、中学校が全国的にはまだ給食が実施されてないところもあります。そういう意味では、まさに子供に平等に食育としての対応を行政がとっていく。このことが今求められている状況に置かれているのではないかというふうにも考えます。同時に、食育としてこの間、只見町も地産地消、この取り組みも図られてきました。いかにして、この地元産食材を給食に活用するか。これは震災前のデータですと、福島県内で南会津郡内のほうは約、カロリーベースで30パーセント台ぐらいだったと思います。浜通り・中通のほうは、通年、これ、野菜も採れますからもっと高い地元産食材の活用ということがされていたというふうに記憶しております。そして福島県もですね、地元産食材のこの比率を引き上げていくということで、私の記憶だと、震災前でしたから、8年か9年前になろうと思います。福島県内の各地方振興局単位の会議も開催されました。これは地産地消の取り組み、推進。で、食育の中に地元産食材をいかに引き上げていくかという討論の（聴き取り不能）でありました。で、その参加対象は栄養教諭、給食センターの栄養士。教育委員会の担当者も含まれていたと思いますが、そして、給食センターへの納入者など対象でありまして、私もこの会議にも参加させていただきました。で、その中で、福島県の報告、そして、それぞれ分かれてのディスカッションが行われましたけれども、この中でも南会津郡内で只見町は取り組みが進んでいるなという感じが受けました。そういう意味では、福島県のほうがこの時点では地産地消の取り組み遅れているというふうに私は認識して帰ってきた記憶があります。そういう点で、このように給食そのものも食育という点で6月の、昨年6月の会議の中でも非常に教育の一環だというふうに答弁もございました。そういう点では、さらに引き上げて、子育て支援策としてこの間、2名の議員の方も少子高齢化対策提案されてますけれども、ここで、これらが無償にするうえで、財源的にはどのぐらい必要なのか。昨年6月の時は1,700万ほどという金額だったと思いますが、この間、この600万円ほど補助出されておりますが、その1,700万の中に、600万は別なのか。含まれるのか。金額が現在でも同じなのか。それについてまずは答弁お願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） ご質問の、昨年、約1,700万ほど、無償化する場合、かかる

というお話いたしました。その中には600万は含まれておりません。純粹に、保護者の方から集めている金額が1,700万です。28年度の決算でいいますと、正確にいけますと1,631万4,000円ですが、27年度は1,700万。平均しますとやっぱり、1,700万程度かかっています。で、そのほかにですね、一般会計で、要するに施設とかですね、職員とか、調理員。給食センターを運営する費用としてどのぐらいかかっているかということがございますが、平成28年の決算で5,363万2,915円ということで、一般会計と学校給食の学校給食費、要するに徴収している金額を合わせますと、28年度は6,994万7,000円と、約7,000万ほどかかっているということでもあります。最近のですね、決算ベースで4ヵ年平均しますと、給食センター費と学校給食費、いわゆる集めている金額の平均ですと7,700万ほどになります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 給食センターのほうまで私、答弁求めなかったんですが、そうするところの学校給食、いわゆる給食センター維持含めて、これ国から、県からの補助金というか、交付金というか、その金額はいくらになりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） こちらの学校給食を運営する分に、直接の補助金というものはございませんが、普通交付税の中に算定される基準に当てはまるものというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 普通交付税で交付されるということですが、私ここ突っ込んで論議はしません。で、町長あの、前も、6月会議の時も、これは前の町長ですかね、の時も、これあの、全国の83の自治体、全てとはいいませんが、これら無償にしていく自治体は、大体が市町村長の決断によって行われているというのが全国の例です。そういう点では町長、是非とも、町長の決断でこの無償化に踏み切るようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今議会の中でも、子育て対策、それから少子高齢化といえますか、過疎対策についての議論の中で、Iターン・Uターンを促進するという一つの中で議論が子育て

てしやすい環境という中の一つかとは思いますが、今あの、どちらかといいますと、今年から実施いたしました保育料の軽減ということで、保育所のほう対応させていただいたり、あとあの、小・中のほうにつきましては、どちらかといいますと、その授業を受けやすいといえますか、複式であっても、総体的に、児童ですか、が、それぞれ差がないといえますか、そういった教育環境を育てるということで支援員を通常より多く配置したり、そういった対応で現在あの、教育環境を整えさせていただいております。そういったところから考えまして、給食費につきましては、今のところ次の段階の検討になるかなというふうに思っております。それと、国のほうで子育てについては、次の消費税の問題に絡みまして、いろんな教育、子育てといえますか、教育分野も含めて国のほうで議論をされているようです。そういった動向を踏まえて、他でそういったところが補填があれば、じゃあ、残るところに対して町がどのようにしてその補填をしながら子育てしやすい環境をつくっていくかというものを考えていく必要があるのかなというふうに現在は思っておりますので、即、学校給食費の無料化については、今しばらく、このままご了承をいただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 是非ともですね、国の動向如何じゃなくて、町の判断として早急に実現できるように望みたいと思います。この件に関して、もう1点は、さっき食育の問題言いましたけれども、地産地消の関係では、給食センターに納めている地元の野菜を作っている方などですね、かなり高齢化になっているように見受けられます。しかし、そういう人たちは、やはりあの、給食センター、小学校でそれぞれ、子供さん達と一緒に同じ食事を食べるというのが、触れ合い給食というのが年何回か行われていて、これにも私参加しておりますけれども、やっぱり年寄りの方も、作っている方も、おいに元気をもたらしているようです。で、またそれが生きがいにもなっているという点で、私は今回、この給食費の無料化ということで提案いたしましたけれども、作っている方にとっても生きがいになっているということも申し添えておきたいと思います。

次の眼科の問題ですが、最初、この現状について伺いたいと思うんですが、先ほどの答弁の中で、整形外科、月2回、応援で医師を派遣していただいておりますけれども、この月2回での町内での受診者の人数は大体何人になっておりますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどのご質問の整形外科、月2回実施しておりますが、そ

の受診件数でございますけども、28年度の実績で申し上げますと、月平均で72人ほどになってございます。なお、月1回の、曜日の関係で月1回の日もございまして、それで申し上げますと、トータルで768件。月1回の方で申し上げますと、平均で64件になってございます。なお、今年度の4月から11月までの実績で申し上げますと、639件、トータルで。それを単純に月で割りますと約79件ほどになってございます。なお、5月におきましても1回の診察という時がございましたので、それを考慮しますと月平均で77人ほどになってございますので、ほぼ前年と同様の人数となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 整形外科の人数伺いました。それじゃああの、この眼科で、坂下・若松・喜多方・南会津。これらに通院される方の統計というのとはとられてますか。診療所には全部その、受診した金額や診療内容などが送られてきて、個人にも年間のその診療の経過、金額、送付されてますが、そういう統計はとられてますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 眼科の、町内の、町民の方が町外の眼科医のほうに通院されている件数でございますが、現在、手元でございますのは国保の被保険者の方ということでご了解いただきたいんですけども、28年度の年間の受診者につきましては657人になってございますので、月平均ですと54.8人というような人数になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私、何故これ、提案しているかという、今ほどありました整形では大体月77人か79人。で、眼科では54人。総務委員会でも診療所の健全化計画提出するようにされて、この間、論議もされてます。で、眼科の人は、657人、年間で。ほかの町に行って受診しております。この人達が全て只見で眼科が、月2回あったとして全てがこうなるわけでは、単純にはいかないですが、これだけの方が、遠く、遠方まで出かける。そして、目が悪い方や、治療によっては一人じゃ行けない。家族が運転手として付き添っていかなければいけない。それも丸一日がかり。そういう意味では、この掛かっている人のみじゃなくて、家族全体、あるいはまわりの近所の人まで含めた、大変なこの時間が必要なことになっているんじゃないかと思えます。特に冬場、雪で大変な状況ですから、そういう点でも交通事故の危険性なども含めれば、それでもやっぱり負担が大きいと思えます。まあ、喜多方で伊藤眼科が只見に来て送迎しているというのもありますけれども、しかしこの、こう

いう通院者の、やっぱり負担軽減、家族の負担軽減にも、本人の負担軽減と家族の負担軽減、両側面から見ても、そしてまた只見で掛かれるようにすれば、診療所の収入増えるわけですから、一定のこれは設備投資も必要でありますけれども、そういう点でも医療の地産地消という側面からも、これは是非あの、現在、診療所の医師、今3名、4名体制がありますけれども、これも県との協議の中で進められておるといふふうに認識しております。そういう点では、整形外科、南会津病院だけじゃなくて、県レベルで、この月2回、整形外科と同じようにできるように努力をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど診療所のほうでの眼科の診察ということでご質問いただいているところですが、私のほうから、診療所の建物としての現状について若干申し上げさせていただきたいと思います。以前、6月頃でしたか、総務厚生常任委員会のほうで診療所のほうにお越しいただいて、所長と事務長含めた中で意見交換いただいたところでもございますが、そちらのほうでも所長のほうから申し上げていたかとは思いますが、例えば、現在の状況で朝日診療所のほうで眼科を月何回か実施するというような場合に、その診察室の問題がございます。現在の状況で申し上げれば、第4診察室ということで、今現在、胃カメラやエコーなどを行っている診察室がございますので、そちらを使えばできないことはないというような所長の意見でお話がありました。ただ、それで実施しますと、その眼科のほうの検査を実施する日については、一般の来られた方が必要な場合の胃カメラやエコーができないというような状況が発生してしまいますので、そういったことは通常の患者さんに負担が大きくなってしまいますので、あまり思わしくないことではないかというようなことがございます。で、それと併せまして、当然のことながら、その眼科の検査機器のほうの設備も備えなければなりませんので、そういったことも踏まえて、現在の診療所のままではなかなか難しい状況があるということがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今の課長のほうからありました胃カメラの診察の障害の関係述べられましたけれども、これ、胃カメラは曜日指定でやっているんじゃないんですか。救急の場合はいつでも対応するんですか。その辺、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 医師のほうで判断される場合には実施されているものと思

ます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） その医師のほうで判断して、これは直近でのそういう事例というの
はあるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。ちょっとあの、その細かいことにつきましては、
ちょっと、確認とれておりませんので、もしお時間いただければ確認させていただきたいと
思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この問題では、先ほどもあの、町が県のほうとも協議して積極的に
取り組むようにしていただいて、診療所のその体制のほうはしかるべき検討もお願いしたい
ということで次のところに、3番目の問題に移りたいと思います。

確定申告の際のマイナンバーのこの扱いの問題ですが、まず、何点か伺いたいと思います。
各事業所から、いわゆる会社ですね、からマイナンバーを記載された源泉徴収票。これは只
見町内の対象事業者数と、実際に記載した、マイナンバーを記載して役場に出した事業所数。
それから、未記入で出した事業所数はわかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 源泉徴収票のほうに未記入で提出された件数と
いうご質問でございますが、29年分についてはこれから源泉徴収票を提出いただくという
ことになってございます。28年度分につきましては件数を数えてはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） これ、わかんないということは、記入されてない事業所もあったと
いうことは、これもわかりませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 申し訳ありません。今ここでは把握してござい
ません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） じゃああの、3月15日までに、只見町が個人の確定申告する際、
これはあの、後で税務署にそれは送るようになっていると思うんですが、これは正式には相

談会ですかね。申告の相談会ということで取り扱っていて、実際には相談会でやったのを確定申告をして、正式に作って、それを税務署に提起するというふうな流れになると思うんですが、この中で、申告書に記入した人、マイナンバーを申告書に記入した人。それからこの申告相談に乗って、マイナンバーを書かなかった人。この人数はわかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） お答えいたします。その件につきましても、件数については把握してございません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうしますと、じゃあ、もう一つお聞きします。特別徴収の事業所への課税通知書。これは5月か6月頃に行っていると思うんですが、町がマイナンバーを記載して、課税通知書どのような方法で送付したか。これは現金書留なのか。普通郵便なのか。そして、どういう方法でのこの送付したか。それと、事業所への発送件数。これを教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） まず発想につきましてはですが、特定郵便を使用して発送させていただいております。件数につきましては、29年度分で159事業所でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） ちょっと聞き取れなかったです。259。

〔「159」と呼ぶ者あり〕

○11番（山岸国夫君） 159。で、これは特別徴収の事業所への課税通知書。送付方法聞きましたけども、これは全て、役場のほうでは個人のマイナンバーの番号が記入して送付したんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 記載するようにと規定されておりますので、記載して通知しております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私はですね、このマイナンバー制度そのものに反対でありますし、そしてまた同時に廃止の立場でもございます。そういう立場から、今のいくつか聞いた中身

とも関連して述べたいと思うんですが、この間あの、先ほど言った課税通知書の送付。特定郵便ということがありました。しかし、全国的にはマイナンバーの漏えい。国の個人情報保護委員会が発表した今年度上期の活動実績で判明したもので273件。そのうち半数以上占める152件が住民税特別徴収税額決定通知書の誤った送付によるものでありました。漏えい件数は前年同時期の4倍超になっておりまして、重大事故は3件。一つが自治体で250人分の給与支払い報告書の紛失。二つ目が、民間事業者がプログラムミスにより約800人分のマイナンバーカードなどの本人確認書類の画像データの削除。3点目が、民間事業者が火災によって約260人分の個人番号が記載された書類の紛失などということになっております。また、同時にですね、先ほどの最初の答弁の3行目に、マイナンバーを記載することが義務付けられてますと、義務付けというふうになってますが、これだと、いわゆるマイナンバー法。それから税務署の関係の税法関係。そこにどこにこれが書かれているのかというふうに私は疑問に思うんですが、特にですね、それとの関係も含めまして、先に発言しちゃいます。この絡みの中で、従業員のマイナンバーが記載された住民税の特別徴収決定通知書の誤配達も101自治体。630人を超える誤った配送や誤った記載という、これも報道あります。マイナンバー制度、漏れは絶対ないんだというような政府の宣伝もありますけれども、実際には全国的にはこのように漏えいし、一度漏えいすれば取り返しのつかない内容を含んだものであります。そして、同時にですね、先ほどの義務付けの関係で言いますと、これはあれですかね。3月6日の総務省の内部指導の文書でここの義務付けというのは、文書、表現を使っているんですか。それとも、この義務付けの中身がどういう法律の条項に規定するのか。その規定している法律の名前と条文、示してください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 法的根拠というお尋ねだと思われまして。まずあの、所得税に関しましては、所得税法120条第1項の11号に申告書に記載する内容が規定されておりまして、その中で政省令で別に定めるということになってございます。その政省令につきましては、所得税法施行規則の一部、施行規則ですね、の第47条に、申告書に記載する内容として個人番号ということで定められております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 3月6日の、総務省から、特別徴収課税通知への個人番号記載に関するQ&Aというのが、これは県レベルにあつて、これは総務省の自治税務局市町村税課で

発行されているものですが、これは町としては、この書類との対応はどのように考えてますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 総務省から出されておりますQ&A等も見てございます。その中に義務付けという記載があることも存じてはございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この総務省の3月6日の、この通知っていいですか、これ助言なんですね。法的根拠じゃないんですよ。適切な事務処理が行われるよう助言をお願いいたします。これ助言です。そして同時に、これではあの、いわゆるできるという文言になっていて、必ず書かなければいけないというふうな表現じゃないんです。この中身の、通知の中身は。そういう意味では、この総務省の通知。これはあくまでも助言であって法的根拠じゃありません。で、これはできるという中身であって、やらなくてもいいというふうにもこれは理解される文書です。こういうふうに扱って私は述べたいと思うんです。で、同時にですね、これはあの、事業所との関係で、この間言いましたけど、それと同時に、個人の確定申告の場合のマイナンバーの記載のことも先ほど質問いたしましたけれども、これは全国的には、国会の答弁の中でも、総務省の通知で実施しているというのが大筋であります。そして、先ほどのその、町が各事業所への課税通知書、いわゆる特別徴収の通知書を送付することについて、これは全国の自治体の中でもかなり事務が煩雑であって、そして、こういうマイナンバーを記載しない自治体も、全国商工団体連合会というところが1,130の自治体の状況を集計して、そのうち記載しないで送付したという自治体が115、アスタリスクで79という自治体が事業所に送付して、未記載、わかんないようにして送付しているというのがあります。で、このことは、例えば先ほどの中でもいわゆる源泉徴収票、事業所から役場のほうに送付されてくるということで、その未記載分もわからないということではありますが、これはあの、例えばですね、内閣府。これはあの、全国商工団体連合会がマイナンバー制度実施の延期と中止求めた政府との交渉をやって、内閣府、国税庁、厚生労働省。これらの三つの省庁と交渉をやっての国の答弁であります。内閣府は個人番号カードの取得は申請によるもので強制ではない。カードを取得しないことで不利益はない。扶養控除申告と申告書、源泉徴収などの法廷資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険など、書類に番号が記載されていなくても書類は受けとる。記載されていないことで従業員や事業者にも不利益はない。こ

れが内閣府の回答です。国税庁、どうかといいますと、確定申告書などに番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。事業者が従業員などの番号を扱わないことに対して、国税庁の罰則や不利益はない。窓口で番号通知、これは税務署の窓口ですね。本人確認ができなくても申告は受理する。これらのことは個人でも法人でも同じ。で、厚生労働省。ここでは労働保険に関して共通番号の提示が拒否され、雇用保険取得の届出で番号の記載がない場合でも、事務組合の過度な負担が生じないように、ハローワークは届出を従来どおり受理する。ここでも罰則や不利益はない。そして、労働保険事務組合が番号を扱わないことによる罰則や不利益な扱いはしないと。で、番号を記載した書類を提出するときに、提出や本人の番号が確認できない場合でも書類は受理するというので、総務省。これは今年の2月15日ですが、記載されていない給与支払報告書などの書類を受理するというふうにも答弁しております。そうすると、こういう政府がですね、内閣府、国税庁、厚生労働省。それぞれ、書類を提出した際に、罰則規定、そして不利益もないと、受け取りますというふうになっていますから、これは義務付けというのは違うというふうに私は理解いたします。で、特にですね、この中でもこの番号法の19条のところで、この第1号の中では、個人番号利用事務実施者である市区町村が、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報提供する場合、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かは要件とされていませんというふうになっております。これはあれだ。すみません。今のは、これは総務省の中身でしたんで、これとの絡みで、特にあの、国会のやりとりの中でですね、自治体が住民の利益を考慮して事務のやり方を判断すれば、国としてとやかく言うべきものじゃないんじゃないかという質問に対して、当時の山本國務大臣、平成12年に地方自治法が改正され、(聴き取り不能)事務が廃止され、国と地方公共団体との関係は上下主従の関係から、対等協力の関係に変わってきているというふうにご答弁して、要するに、市町村の判断で自治事務として、これは事業者にマイナンバーを記載した特別徴収の書類を送らないでも良いというふうな国会答弁にもなっております。そういう点で、先ほども言いました、全国の、未記載で送った自治体、不記載が115自治体。ここも、この根拠によるものでありますし、そして、国は普通郵便で送っても、書留で送っても、その特定は国はしておりませんから、費用も、地方自治体の費用も嵩むということも含めて、これ不記載で送った自治体もあるというのが実態であります。そういう点では、これからですね、来年の3月15日に向かって、申告相談がまたあるわけで、私はその個人

からのマイナンバーの記載を町が強要すべきじゃないということが1点。そして、もう一つ、やはり事業者が負担になる、この会社員が、本人が嫌で事業所にマイナンバーを提出してなくても、これは町が事業所にマイナンバーを送ってしまう。これはですね、町が従業員の個人番号、事業所に知らせるということは、従業員からみれば、個人番号の漏えいというふうになります。で、事業所は複雑な管理が強いられて、番号の押し付けというふうにとられるというふうには私は見ます。そういう点では事業所へもこのナンバーの記載の送付、来年度で2回目になりますけれども、これはやめるべきだというふうに思いますけれども、その点はどんなふうに考えますか。だから個人の不記載、強要しない。事業所への特別徴収に町が不記載とするということについて、どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） まずあの、申告書への記載についてでございますが、強要というお話でございましたが、一応、法令に基づいて記載をお願いしていると、町についてはお願いをしているところでございます。で、各個人の方で、持ってこなかったとか、書きたくないという場合には受理をさせていただいて税務署のほうに送付をさせていただいているところでございます。ただあの、町としましては、法令に基づきまして記載するとなっておりますので、記載、提供についてはお願いをしてまいりたいと思っております。特別徴収の通知書に関しても、法令のほう、よく精査をしまして検討してまいりたいと思っておりますが、現状では地方税法等の要式等に定められているものと認識してございますので、現状のところ記載しないという答弁は、ちょっと今できないというふうを考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） たしかに、国税のほうの、先ほど言った法提起には確定申告の用紙のところの右上のほうに、マイナンバーを書く記入欄が申告書にはあります。で、これは削除できないというふうに書いてあっても、記入のことはそこは関係が、私はないというふうには理解してますし、そして、マイナンバー法の5条の中でも、地方自治体の責務では、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施行を実施するものとするというふうにはマイナンバー法ではなってますから、そういう点ではこのプライバシーの、一番最初に申し上げましたように、漏えい、これらが生じれば大変な事態になります。

で、最後にもう一つ聞きますが、事業主が、これらの、マイナンバーの保管について、こ

これは国のほうからも義務付けられていますけれども、町としては、これらの中小企業、町内の企業の方たちが、どういうふうはこのマイナンバーの、特別徴収で送ってくるわけですね。個人から徴収して、そして町へ源泉徴収送付しているとなれば、従業員のそのマイナンバーの番号の管理義務。これは国の法律で決められてますが、これが町としては、それがどのように、それぞれの企業が管理しているのかというのは、なんていいますか、調査といいますが、そういうのはしたことありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） それぞれの事業所において、法令に則って管理されているものと考えております。その管理方法について、個別に調査したことはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 大体今の答弁は国の答弁と同じなんです。で、大体、全国商工団体連合会にお任せしてますとか、保護委員会にお任せしてますとか、番号だけを押し付けておいて、国はその辺の最終的な責任はほかにやらせるというのは、これ、国の政策の、今の番号法についての中身であります。そういう点では、個人からすれば、只見、高齢化率も高く、お年寄りはこのカード持つこと自身も大変な不安もあります。で、持ち歩いて、この書類に何を書かなくちゃいけないのかということも大変です。そういう負担を軽減させるということでも、町民には強要しない。そして、事業者も不要なやっぱり管理義務を負わされているわけですから、それで仕事も増えるわけですから、余分な仕事を中小業者の方々に持ち込まない。こういう姿勢を只見町がとっていきべきだということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議は1時10分にしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時10分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、中野大徳君の一般質問を許可します。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） それでは、通告に基づき一般質問をします。

質問事項。今回、（聴き取り不能）議員から同じ質問であります人口減少に伴う若者定住促進策についてであります。質問の要旨としまして、現在、只見町の人口は1年間に約100人近くが減少しています。JRの再開通や国道289号の全線開通という前向きな話題もありますが、着実に進行しているこの人口減少は産業面などに大きな影響を与え、閉塞感を増幅させております。進行する人口減少、少子化に対しての若者定住促進策をお伺いいたします。1番としまして、現在実施している子宝祝金や無料保育をさらに拡充していく考えはないか。また、新規事業で考えているものはないか。町長のお考えをお伺いします。2番、子育て支援やUターン政策として給付型奨学金を検討されてきたと思いますが、進捗状況及び制度内容を教えてください。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） それでは、5番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、子宝祝い金についてであります。子宝祝金事業は平成26年度から拡充し、第1子誕生に10万円、第2子誕生に20万円、第3子誕生に30万円を支給しております。制度改正後3年が経過しているところでありますが、引き続き実施状況等を鑑みつつ、当面、現状のとおり継続していきたいと考えております。

次に、無料保育についてであります。保育料については本年度から支援を拡充し、5歳以上児の保育料を無料としたところであります。また、他の児童においても国の負担基準額に対し、階層区分によって異なりますが、3割から7割の減額を実施しているところであります。現在、国では平成31年10月に消費税を10パーセントに引き上げるのに伴う国の増収分の一部を財源に充て、3歳以上児の無料化の検討がなされておりますが、そのような国の動向も踏まえながら検討してまいりたいと思います。

次に、給付型奨学金についての検討状況ではありますが、これまでに事務調整会議において検討してまいりました。その結論といたしましては、最近の政府、安倍内閣の看板政策の人づくり革命の動向など、国・県の政策を見極める必要があるというものであります。国は平成31年10月に予定する消費税10パーセントへの引き上げに伴う増収分を主な財源として幼児教育・保育や大学など高等教育を無償化すると公表しております。これらの動向を踏まえて、当町にある既存の奨学金制度の課題を整理し、必要な改正を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 答弁の内容を見ますと、まずあの、無料保育に関しては31年の10月の国の動向をみて検討なさる。給付型についてもまさに同じく、それを見て検討なさるという回答でございます。先般、町長はその事務改善委員会だか、その組織を見直して、その中で、今どこも問題であります少子化、それから子育てについて、集中的にご検討なさるといふこと、前の一般質問の時だか、何かの時にお聞きしておりますが、ここで、まさか31年の10月まで検討しないという意味ではないとは思いますが、そういう意味でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ちょうどご質問の内容そのものが、ちょうど今、国で議論になっております消費税のことに非常に大きく絡んでおりますので、そういった中で、その前に、町が単独で先行して取り組めるかどうかということもありますので、そういったものも踏まえながら内部検討していきたいという考え方です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） この少子化問題、それから若者定住対策というのは、もうこれは今に始まった問題でなくて、もうかなり前から、もうほとんどの自治体がなんとかしようとして取り組んでおる対策であります。もう、今はもうこれしかないと言っても過言ではない。そして今回の議会においても数名から同じ質問が出ている状況であります。まあ、先般、お遊戯会に呼ばれば二人しかいないクラスというか、組みもあります。今回の補正予算では慶弔費が不足すると。もう状況が、我々の考えている以上に、非常に深刻で、これは、スピード感スピード感で言いますけども、できることは早くやっつけていかないと、もう手遅れになるというふうに危惧しております。町長はあの、山梨県の早川町行かれたことあるでしょう。いろ

んな関係で。山梨県の早川町というところは日本一人口の少ない町で有名でございます。現在は1,100人ぐらいですか。2015年には、もうはっきり、400台になると人口ビジョンでは早川町は謳っております。早川町は非常に只見と似ているところがありまして、南アルプス、ユネスコエコパーク。それから日本で最も美しい村連合というのがあります。そのうちの一つでもあります。景色や水、そういった地元の風景とか、そういったもので町を宣伝なさっているところがございます。以前、小沼町長の頃に、砂防協会の会長なんだか、何だか、それもまた一緒だったような気がしますけども、そういった似てるところもありますから、そういったところのデータを見ますと、まあ、その対策等は出てますけども、これといった手がないのが実態かなと見てました。で、こんな悲しい話ばかりはしたくないので、中には成功しているところもある。で、この国の動向を見てと町長おっしゃいますけども、実はその成功しているところは国の動向を無視してやったところが成功したと。副町長、ご存じですか。長野県の下條村。人口4,000です。これが200人ほど増えました。これはもう平成4年から、もう抜本的に、今日質問のあったこと、たぶんほとんどやってます。山岸さんが質問なされた給食費の無料。それから、保育所の無料。それから住宅政策に関しては国の補助を受けないで村営の住宅を建てました。何故受けなかったか。これは国の規制があるために、その規制を守ってはできないと。若者を優先的に入れたいがために、その規制から外れるために国の補助を使わなかったというふうな政策で成功しました。たしかに、隣の町に働きに出ている若い世代もおりますが、実際、その村が隣の町に比べると住みやすいところであると。それは村営住宅の家賃が格安に安い。給食費は無料。それから女性にとってのその集まり場的な、まあ、只見で言えば道人君の経営しているようなカフェがあったり、そういうところがあります。で、じゃあ財源はどうすんだと、すぐそういうふうな議論になります。財源がないから国の財源を待ってとか、なりますが、ここの村のところはもうすでに、ビジョンがありまして、まず只見でやられました浄化槽。これは最初は上下水道で最初は予算を取りました。でも、これから町が縮小していくにはあまりにも経費が掛かりすぎると。ランニングコストが掛かると。で、その時の村長さんは全部合併処理にしました。わかってくれと。これからのランニングコストが掛かるから、人口減っていくんだから、いずれ皆さんの負担になるから、それでまず合併処理にして、その上下水道の経費を削った。それから取り組んだのが資材の支援事業であります。資材を支援して、簡単な農道の修復なんかは村の人が行くと。これもかなりの経費削減になって、財政指数は決して悪くありません

ん。私思うんですけども、今、町長おっしゃったように、31年の8月って言ったら、もう、その動向を、どうなるかわかんないような動向を見てる状況では、俺はないんじゃないかなって思うんですよ。で、今まで質問ありました。旅行村の件もあります。亀岡の件もあります。俺は、ああいうのよりは、先にやることがあるんじゃないか。住んでる人に対して、もうちょっと町はお金を使うべきでないかなと、そういうふうに関、皆さんの質問を聞いていて思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この子育てのところの、例えば子宝祝金のような、その限定的な期間を定めてやるという手法であれば、ある程度の予測が立ちます。保育料のような場合、今年度、1歳・5歳児は下げさせていただきました。で、過去に、7割近く下げたときもそうでしたが、非常にあの、将来とも永久にその条例を改正しない限り下がったままになりますので、そこは相当あの、覚悟がいるところというふうに理解してまいりました。それで、この後につきましては、国の動向ということは、例えば保育料のような場合、間違いなく2年後にそうなる、のであれば、段階的に先取りをしていくとか、そういった予測を立てたうえで、あとは、この後、実施計画、それから当初予算編成に入りますが、今年の5歳児に落としたのは最後に決めます、決めさせていただきますので、そういった形で実施計画の動向とかを見ながら、こういった保育料のようなものは、じゃあもう一つ先行させるかどうかということは判断していくのと、将来の、たしかに保育料を今、極端に下げても大きな影響はないのかなということは、乳児減ってるものですから、ちょっと今、1,000万ちょっとの金額になっていると思いますが、その辺のところはもう少し精査をしながら考えていきたいということと、それと併せまして、子宝祝金の額の議論もそういった中で当然出てくると思いますが、それ以外にご提言がありましたように、そのほかに新たなものがあるのか。例えば先ほど給食費の問題とか、いろんな形で子育てのしやすい環境についてのご意見をいただきました。そういった中であの、取り込めるものがあれば、庁内で検討しながら、それは対応していきたいという考え方でございます。31年を待つという考え方ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 安心しました。安心したというか、是非、そのように取り組んでいただきたいと思います。

それから、奨学金のことでお伺いします。やはりこれも同じような回答でありました。やっぱり、この奨学金とかも、やっぱり子育ての一環で、例えば母子家庭の方とか、大学出したい（聴き取り不能）とか、やっぱり国は出せないけども、やっぱりそういった負担は僕はあるんでないかなと思っております。それで、現在、町が奨学金、ここに既存の奨学金制度の課題を整理しと答弁なさってますので、既存の奨学金制度についてちょっとお伺いします。現在、奨学金制度、実施なさっております。要項を見させてもらいましたが、まず保健師、助産師、看護師。それから放射線技師、理学療法士、作業療法士ですかね。保健福祉関係は。この奨学金を利用なさって、これには規定がありますので、資格を取ったら速やかに町の施設で働いてくださいと、簡単に略すとそういう規定でございますが、その実績をちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどのご質問でございますが、医療関係の奨学金の実績ということでございますが、平成3年からの資料になっておりますけども、平成3年から平成28年度、昨年度までの、それぞれの奨学金のほうを利用された方、合計で36名いらっしゃいます。で、そのうち、現在、修学中の方が6名ということで、30名の方は学校を終わられて、その資格を取得をされているものと思っております。それから返還の債務の免除ということでございますが、規定の中には貸与を受けたものが、その養成施設を卒業した後、免許を取得して、その後、町の機関に就職した者というような規定になってございますので、そういったことで平成3年以降ですと、奨学金を受けられていた方が町職員として採用された方については3名でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 平成3年からのデータでありますけども、総計で36名の方が利用なさったと。うち町内の施設に就職なさったのは3名と。ほかの、ここから3引きますと33名は、要するにこの規定から外れますから、要するに町内の施設に入らなかったわけでもなく、入れなかったといったほうが正しいかもしれませんが、結局は奨学金の貸与を受けず返還なさっているということでよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど議員おっしゃったとおり、採用された3名以外の方で、先ほど、まだ修学中の方、6名いらっしゃいますので、30名のうち3名ということで27

名の方は現在返還中であると思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） これ、前から疑問に思っているんですけども、町はこういう制度をつくって、資格取って町の施設に来てくださいと。そうすると奨学金は返さなくていいですよ。まあ、大変ありがたい制度というか、Uターン施策の一つだと思ってます。で、現実としては3名しか町の施設は、働いていないのか、働けなかったのか。ここがすごい問題だと思うんですよ。若い人が自分で資格を取って、しかも現実には看護師さん足りなくてまだ募集しているんですよ。町の募集はしてないかもしれません。でも南会津会では募集してるじゃないですか。はっきり臨時職員という名前で募集してます。なかなか集まらないのも聞いております。これは町の政策として、若い人に帰ってきてください。資格取って帰ってください。そして町の施設に勤めてください。これ、また今年3月に高校卒業なさる学生が帰ってきたくて、例えば看護師、保健師、なんでもいいですけども、放射線技師いいですけども、これを使って行って、町の施設に勤められるんですか。今もこの奨学金は活きているんですよ。勤められますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） この奨学金の貸与の目的としましては、将来、只見町のそういった施設のほうに従事しようとする者が貸与の条件となっておりまして、あくまでも、先ほどの返還の債務の免除に該当する方については、町の機関に正職員として従事、採用になった時ということになってございますので、今ほど議員のほうのご意見の、その採用となっていない方については、免除については受けられない状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 先ほど、道人君の質問の時ですか、Uターン政策として町はPRしていることありますかと、そういう質問ありましたよね。課長は、まあ、町はやってないと。副町長慌てて、なんでしたっけ、成人式の時に町長、アピールなさったと。俺、それ不思議でしかなかったですよ。あの質問が出れば、これ、Uターン政策としてやってんじゃないですか。町は。各課、いろいろあると思うんですよ。課長が挙手して、私の課ではこういうのやっていますとか、そういうのが僕は出て当然だと思ったんです。そしたら、ない。それをまた訂正なさって、町長はあそこで宣伝なさったと。しかも、やっているのが、今、質問の答弁あったように、はっきり言えばうまく機能してない。これは私、貸与型の奨学金どう

のこうのという前に、そんなの関係なく、これ、改正でも、変更でも、見直しでも、できることだと思うんですよ。実際、それが目的で、その有資格を取られて、ほかで働いている方いっぱい目にしています。何故ならやっぱり、生活費の問題もありますから、町の臨時のお給料では、なかなか大変だと。実家から通っても大変だという声も聞いております。ある資格者が、この前、下郷町で同じ資格の募集があったんで説明会を聞きにきました。これ、あまりあれですから、言いませんが、どの資格かは言いませんが、下郷町で募集なさっている給料は38万でした。そしたら、これ、行っちゃってもしようがないですよ。空気があれば、それは入れるかもしれません。空気がない状態で、学校を出て、で、今度、高校生がこれ使いたいと言ったときに、どうぞどうぞと言って、また町は奨学金貸すわけですよ。どんどん使ってくださいと。でも来てみればこういう状況が待ってるわけですよ。この辺のところ、ちょっと、どのように認識なさっているのか。副町長でも結構ですよ。副町長とか、町長、どちらでも。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 保健師と医療関係奨学金制度の導入につきましては、当初、只見町の場合、保育所が初めてできるときに、保育士の募集の問題が随分ありました。そういった中である、町外からも、若松方面といいますか、保育士を呼んで、保育所を設立した経過の中で、そういった保育士を育てなければならないということから、こういった奨学資金。それから診療所につきましても、一時、当初は看護師、診療所が不安定でありまして、最初は看護師が、医師がいなくなりまして、看護師が一時、一般職に移るといような暫定的なことを経過しながら、いろんな医師の交代の中で、安定される中で看護師は充足されていきましたが、その中でも常にあの、いざ募集したいときに看護師がいなかったということが議論がありましたのと、そういったことで、その奨学金の支給と併せてその免除制度を後から入れていったというふうに私は理解しております。ちょっと違いがあるところあるかもしれませんが。それで、その後、放射線技師や理学療法士・作業療法士を加えていったというふうに私は理解しております。で、理学療法士につきましても、募集をした段階で奨学資金を借りていない他のほうから応募がありまして採用になっておるようです。ですから、奨学資金は対象にはなっていないという、その時その時の、例えば奨学資金を受けたとしても、町が募集する時期と合致しない場合は採用対象にならない。これはあくまでも町が診療所なり保育所を維持するためにつくった制度というふうに私は理解しております。それで奨学資金制度をつ

くって、今、県が医師に対して、奨学資金制度を設けています。それも只見町も一応同意という形でやらせていただけていますが、そういった形でその施設優先のと、それから前の一般質問の中でも議論がありました他の町村でやっております限定的に、その一定期間、そういう人たちを求めるために奨学金を免除しますから来てくださいというやり方があると思いますので、そこはきちんと分けてやっていかないと、この制度そのものが将来支えきれなくなる可能性もありますので、十分検討していかなきゃならないと思うんです。只見から出る子供たちが、こういった奨学資金制度で上の学校に行ける、専門学校等にも行けるという環境はできるだけ残していきたい。この制度そのもの。ただ、それと採用の問題は若干変わってくるというふうに、私はそのように解釈をしながら今考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） まったくそうだと思いますよ。だから分けて考えないとだめだから、こういうのは早く、べつに何年の何月、国の動向関係ないから早くやってくださいよと、スピード感持ってやってくださいよと今言ってるんですよ。だからこれを、それは国の動向関係ないですからできるものからスピード感を持ってやるのが只見の、ただ成人式の時に帰ってきてくださいよとか、でなくて、制度の見直しから、できるものからやっていきましょうという提案でございますから。スピード感を持ってやっていただきたいなど。これは別に、たいした財源も何も関係ない話ですからね。今、現状にやっているんだから。お金自体は。ルールづくりですから。ですから、こういうことから、その、今、人口減少って言うてるわりには、もう少し町は手立てすることがあるんじゃないですかというふうに今申し上げています。住宅政策もそうです。今まで皆さん言われたこと、みんなそうですよ。こういうこともありますし、国のほうから、スポーツ施設のそれも良いでしょう。でも、もうちょっと足元から固めていったほうが只見町のためじゃないですかということでございます。実際やっているところがあるんですから。それで成功しているところが。人口減少、世の中そうだからしょうがないとか、只見ばかりでねえとか、そういう考えも当然ありますでしょうけども、まだそこまであきらめなくていいんじゃないですか。できることいっぱいあるんですから。と思って、今、長野の下條村、紹介しました。下條村、是非ですね、機会があったら行ってみてください。人口は4,000です。只見よりも少ないです。それからもう一つ、さっき言った早川町は今1,100人。15年後には426人。はっきり町が数字を示してお

ります。今の桧枝岐村より少ない人数になると。ただ、桧枝岐を見ても、人口は少なくなっても町の財政、決して悪くはなりません。やり方ひとつです。一応、僕はそう思ってますので、これ、12月に、これから3月の町長方針とか、政策とか、今練っておられる状況でしょうから、是非、早いタイミングで手を打てるものは打っていただきたいと、そういうお願いでございます。

以上で終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 奨学資金の制度につきましては、保健福祉課と教育委員会と、それぞれあの、分かれた制度があります。それで、部内で、今までもある程度協議をしてきましたが、ただ今、下條村ですか、等のご意見もいただきました。そういったご意見をいただきながら、将来どのように持っていったらいいか、内部検討を進めさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○5番（中野大徳君） よろしく申し上げます。終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

続いて、1番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） それでは、通告に基づきまして、1番、酒井、一般質問を行います。

質問事項1、人口減少に向かう本町の将来についてであります。この中にはわかりやすいように町の人口ビジョンを踏まえて質問をいたします。その1、人口ビジョンに記載されている人口減少の問題は大変衝撃的な内容でありました。全部読ませていただきました。この事態を避けるために町長は、その政治及びその政策でどのような対策を講じられるか。まずもって、町長の政治姿勢を伺いたい。その2、1に基づいて、その政治姿勢を具体化する政策をそれぞれを事業化すれば、事業化ということは事業には予算が付くものであります。それを事業化すれば、まず何から手を付け、それをどうされたいのか。具体的な説明を求めます。

経路の違う2番です。国道289号不通区間の開通に向けた、様々課題ありますが、町長のこの認識について伺います。当該国道の開通時期がほぼ見通せるようになりました。これが現実のものとなれば、町内における大きな課題がいくつか見えてきます。この課題につい

て町長の認識は何か。町長の課題認識を問います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 1 番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、人口減少に向かう本町の将来についてであります。人口減少問題は高度経済成長期に若者が都市部を目指した大きな流れが過疎化を生んだ数十年前から想定されていたものでありますが、残念ながら当町も含め、全国の自治体が課題解決に至っていないのが実態と認識をしております。しかし、広大な面積の中に点在して集落が存在する当町が、町人口ビジョンにありますように3,000人規模の人口となることは集落機能の維持や自治体運営に今後より一層多くの影響を及ぼすことは間違いありません。したがって、人口減少問題の解決に積極的に取り組むことは当町にとって最重要課題と認識をしております。一方、価値観の多様化により、農山村で暮らしたいという都会の若者が増えております。その方々を呼び込むためには働き場の創出、住環境整備、子育て環境整備の充実を図るなど、総合的な施策の推進により地域の魅力を高めていくことが重要と考えており、来年度も借上げ住宅や町営住宅整備など、引き続き各施策の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、この町に暮らす意義を提案し、若者に選んでもらえる町づくり、この町に魅力を感じて関心を寄せていただく方々、支援してくれる方々を増やしていく取り組みも重要と考えております。その実現のためには当町のまちづくりの根幹である只見ユネスコエコパークの深化が重要と思っております。そのため、来年度、ブナをテーマとしてまちづくりを進める自治体や関係者が一堂に会してのシンポジウムと自然観察会を開催し、自然環境の保護・保全の大切さと、人間と自然との共生の意義を町内外にPRする機会をつくり、全国に発信するとともに町内の盛り上がりを図りたいと考えております。このように人口減少対策に向けて総合的に検討を進めておりますが、これは当町だけの課題ではなく、継続的に取り組んでいく必要があることから、会津総合開発協議会や全国町村会など自治体間で連携しながら、国・県に対して引き続き、財源・制度上の要望をしっかりと行ってまいる考えでありますので、議会の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、国道289号不通区間の開通に向けた認識についてであります。議員が申される通り、開通時期が具体的に見通せるようになってまいりました。この開通により、新潟から北

関東を結ぶ最短道路となることで考えられる影響といたしまして、町内交通量の増加や三条市に代表される新潟県都市部との移動距離が飛躍的に近くなるなど、町民の生活利便性の向上の期待とともに、課題への対応を進める必要があると考えております。まずは町内消費を増やし、経済的効果を上げていくことが重要であります。そのためには町内での滞在時間を長くしてもらえるよう、道の駅の整備や観光施設等の強化など、単なる通過地点とならないための地域の魅力向上に向けた取り組みが求められております。また、新潟空港が近くなることはインバウンドの増加につながるものと期待しております。一方で、不安材料としては町内での犯罪行為や交通事故の増加であります。当町はユネスコエコパークに登録されるなど、世界的に価値が認められた豊かな自然環境を有しており、自然の保護・保全を図りつつ、それらを持続可能な形で活用し地域の社会経済的な発展を図るまちづくりを根幹に据えております。そのような中、八十里越開通に伴い、森林への不法侵入や天然資源の盗掘、ゴミの不法投棄などが危惧される場所があります。只見町の野生動植物を保護する条例を定め、保護監視員を委嘱して、野生動植物の保護・保全を図っているところではありますが、交通事故防止対策を含め、さらなる対策を講じる必要があると認識をしております。また、八十里越が通年通行可能になるということは冬期間の除雪オペレーターの養成が求められてまいりますので、その対策も必要と考えております。いずれにしても、一自治体だけでは対応できない問題も数多くあり、国・県・関係機関との連携や三条市只見町連携戦略会議などにより、開通に伴うメリットを最大限に、デメリットを最小限にする取組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、甚だ失礼ながら、通告した質問に答えてほしいな。まったくもってこの10分、無駄にした思いです。もう一回答えていただきたい。私は人口減少に向かう本町の将来について、1、そして2、分けて書きました。どれが1で、どれが2ですか。大変重要な問題であります。町長は無投票で当選されました。したがって、我々は町長の公約も、政治姿勢もわかりません。そういう意味も含めて、この人口減少問題という巨大な怪物にどう立ち向かうかを聞いております。でありますから、もう一度、人口減少に向かう本町の将来について、政治及び政策でどのような対策を講じるのか、町長の政治姿勢、一つ。二つ目、その政治姿勢を具体化するならば、どのような政策をし、まず何から手を付け、何

を事業化するのか。今いただいた答弁書からは、このことについてまったくわかりませんので、もう一度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 私の政治姿勢につきましては、答弁の中段のとおりありますが、従来の、今回の皆様方の一般質問の中にもありましたように、今一番、最大の課題につきましては人口減少対策ということで、教育、それから住居、仕事というふうな、只見町の場合、特化した産業というのがありません。ですから、バランスよくやっていく必要があるというふうに私は考えておりますので、農業政策、それから経済、それから企業等についても、産業分野についてもバランスを考慮した形で、従来どおり只見町は進んできております。それは継続をしていく必要があるのかなということ。そういった中で、伸びたり、その時期に応じて縮小したりする企業等についてはあると思いますが、それはバランスよくやっていくのが考え方の一つだと思います。それと併せて、まずあの、教育分野については丁寧にやっていく。それがあの、今回も議論になりました、子育てしやすい環境づくりというところは、従来もやってきていますが、それをさらに深めていく必要があるというふうに考えております。それで、それと今回もそうですが、JR只見線と289号線の再開通と新たな開通という、一つの大きな変化がこの先見えてます。それに向けては、併せてその取り組みはしていく必要があるということで、現在、青少年旅行村の整備。それから亀岡地区と、そういったところで交流人口の増加等はやっておりますが、この後、具体的な政策ということになれば、道の駅と、それとあとは交流人口を進めていく中で、現在、只見町の収容能力は非常に落ちてます。それを農家民宿も含めて、収容能力を上げる対策をしていく必要があるというふうに考えております。そういった形でバランスを考えながら、そして今話題になっております焼酎のねっか、非常に人気はありますが、まだまだ将来どのようになるかわかりません。これが大きく産業として伸びてまいれば、それが特化した産業になるかもしれません。そういったものを十分にこう、バランスよく育てていきながら、その特化したものを見つけて、まだあの、ユネスコエコパークも特化したものにはなっておりません。そういったものを育て上げながら、作り上げながら、取り組んでいくのが私の使命だと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 道の駅、泊り客。宿泊のキャパシティを上げていくという、ねっかと

言われましたが、これはまあ特産品の、三つは今わかりました。しかし、それ以外は全部その、第七次振興計画。これは114ページ、諸々細かいことは前段にも書いてあります。それから、人口ビジョンの31ページから32ページ。これ、全部その、各課題、自然動向、社会、産業、福祉、教育、交流。必要です。それはそうでしょう。対策が必要です。それも当たり前。整備が必要です。だから、どうやって整備をしていくのか。何を優先的にやっていくのか。せつかく、第七次振興計画で整然と分析してあるものについて、これについて体系的なお答えをいただきましたかった。私あの、現状を聞いているのではありません。現状認識は、人口の将来展望。これは人口ビジョンであります。それから、振興計画の114・115ページにしっかり書いてありますから、これからどうすんだということを聞いたつもりであります。したがって、このような内容の答弁書を受けるといふことについては極めて不満であります。町長は議員ではありません。執行機関の長ですから、執行機関の長に相応しい答弁を書いていただきたい。この件については然るべき手続きをもって、執行機関に対して議長から申し入れをさせていただくよう、私は努力します。もう少し丁寧に回答していただきたい。このことについて、これ以上やっても無駄かと思えます。したがって、次に（聴き取り不能）します。

今申し上げました、第七次只見町振興計画及び只見町人口ビジョン戦略。これ読ませていただきますと、2040年、人口目標3,000人としておる。この3,000人を目標値にして、戦略も、ビジョンも、振興計画もできておりますが、この人口3,000人でまちづくりをしていくと。この3,000人の根拠というものはどこから割り出した数字ですか。もっと言うならば、振興計画の116ページ。2040年3,000人。下に書いてあるのは統計学の話です。統計学の話であれば、わかります。しかし、振興計画というのは、統計学を基にして、政策を張り付けて、政治を行って、そして、この町の将来をしっかりと計画していくという計画であります。そういった考え方も含んで振興計画の人口設定あるものと思いますが、重ねて伺いますが、2040年の人口目標を3,000人とした、この3,000人の根拠は何ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） お答えさせていただきます。

人口目標値でございますけれども、人口シミュレーションの中で数値が出ておりまして、その数値にいかないよという事で、合計特殊出生率の向上であったり、Iターンの増

であったり、子育て世帯の転出の抑制云々、そういうものを総合的に政策で、総合政策の中で改善をしたうえで、元々、2,660の人口シミュレーションについて3,000以上の数値にしたいというような目標を立てて総合戦略を立てているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 政策、将来の町の姿を考えたときに、人口シミュレーションというのは、これはあの、社会保険なんとかっていうその国の機関からも出ておまして、2,660というのは何も対策しなければ、そうなる。何らかの対策をしたら3,000人で維持できるというふうに、これ、町のビジョンには書いてありますから、何らかの対策というのは何だということを町長の政治姿勢を通じて聞きたかった。今回は間に合いませんので、次回また聞きます。重ねて聞きますが、今言ったような訳で、3,000人を将来目標にして、第七次振興計画が編纂されてますが、政策的に3,000人では、町、只見町、ここの社会機能維持できないのではないかと。つまり設定値が低すぎるのではないですか。いわゆる統計からきた数字はわかります。算数ですから。しかし、政治・政策。そのうえで理想の町をつくっていく、維持していくというのは、これは統計ではありませんから政治的努力も必要です。その政治的努力、あるいは政策を遂行できる。その町民の数が3,000人では低すぎるのではないかと。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 統計的な数字と申されましたが、統計的な数字はこれは基本となるもので、それが2,660という数字を、3,000を目標という形で人口ビジョンは作成されております。そういった形で第七次振興計画も作成されておりますので、それを踏まえて私は、それよりも多くなれば非常にありがたいんですが、それを目標にしてやっていくという考え方であります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさに、町長の、このことに対する、その姿勢そのものが私は問題だと言っているわけです。3,000人。わかります。これ全部、私も読ませていただきましたし、私もかつて企画を経験しております。1足す1が2なるのは当たり前なんです。1足す1が6になって、10になって初めて政治の力が発揮できるということなんです。でありますから、この3,000人というのはあくまでも事務方の統計的な水準を基にした数字なんです。本当に、ここで言うおる2040年、3,000人。これで社会機能

がやっっていけるかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それをやっっていけるようにするのが行政だと思っております。行政は、その地域に住んでいる人のための行政ですから、そこが変動すれば、ただけの、極端な話、統廃合も含めながら、という、その時々々の将来を見通しながら、その町の将来を見通して、その地域地域の中の公共施設等を整理したり、いろんな形でそれは生き残れるようにしていくのが、行政の本来の仕事というふうに思っております。そういった中で、今3,000人という形で全て書類はできておりますが、もしこれが、3,500から4,000という形になれば、一つの今回の人口ビジョンと第七次振興計画そのものは成功ということになると思いますが、できるだけそれに向けて取り組んでいくのが私の使命と思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、今回いきなり、こういう話をしましたので、面食らわれたかなと思いましたが。しかしながら、行政、行政と言われますが、行政の執行機関、町長、部局であります。しかし、町長は政治家であって、選挙人の指示を得て当選されるわけでありますから、行政的主観ではなくて、勿論、執行においては行政でしょう。しかしながら、政策立案、町長の基本姿勢。これは政治屋でありますので、政治家でありますので、この3,000人をその政治力をもって5,000人にすると、そういった計画があつて然るべきではないですか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、私が就任したとき、すでにこの計画はできてます。それは十分に前町長時代から、議会とも議論しながら、されてきた計画です。それが、私が（聴き取り不能）、単純に覆すというようなことは私は今できないと思っております。それで、やるにはきちんとした状況を踏まえて、そして何故、これではまずいとかということを提案しながら修正していかなければならないというふうに思っておりますので、夢は大きく持つてはいますが、現実的に今ある計画そのものを尊重しながら、それをいかに計画以上のものにもっていくかというふうに努力をしていきたいというふうに考えています。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、言いたいことを言わせていただきました。本来、そうあるべきだと私は思っております。

で、今の答弁にありましたように、3,000人というのはひとつの人工的目安です。これを政治力をもって修正していく。これより上回るように手順を経ながら、対策をしてもっていくというふうな答弁であったと理解しますので、この件、今後また、次の一般質問で行いたいと思います。

で、同じ、この人口問題なんですが、今度は話題も変わります。合計特殊出生率は一般的に2.07以上でなければ人口減を齎す。あるいはこれであっても横ばいが続くとされておるわけです。現時点から、つまり今年から2040年まで、23年間。これを推計すると、一年間の人口動態は12月号の広報ただみによると、昨年の12月より67人減っておるわけです。しかしながら、この人口ビジョンでいう2040年、3,000人というのは実は57人減なんです。23年間で一年平均に直すと。ですから、今既に当局が作成した人口ビジョンとは違う早いスピードで人口が減っております。今回の一般質問では、皆さんが少子高齢化、人口減についての質問なんです。買い物バスも、空き家対策も、耕作放棄地も全て原因は人口の減少という、この怪物が齎しているわけでありまして。怪物という話は前回もしました。ひとつあの、布沢の買い物バスの話が出ました。これは町長答弁は、いわゆるゆきんこタクシーというものがあっての買い物支援バス。これは地域の独特の事情を抱えたものだという話をされました。しかし、本日の答弁では、こういった事柄について、様々な分野において解決していきたいという話もされました。まあ、私としては、公共の交通ですから、これらについては、今後、振興計画の中で整然として、一本化したルールの中でやっていかれるものと考えております。まあ、しかしながら、言葉尻をつかまえて言うようですが、布沢の買い物支援バスについて、地域独自の事情と言われましたが、これは、少なくとも人口ビジョンで言っている町民アンケート等々の中ではかなり矛盾があるのではないかと思います。総合戦略の39ページから40ページに、買い物先の移動に関する課題が書いてありまして、買い物についての不安。このアンケートでは、不安について、今あるという方が18.1パーセント。しかし、将来を考えると不安が44.3になります。さらに無回答を含めると65.6パーセント。不安が半分以上、65パーセントということです。人口が減っていくということはこういうことなんですね。皆さん、将来に不安を感じておられます。この将来不安を払しょくしなければ、そういったマスタープランでなければ、良いものではないかなと。悪いものではないかなと思うものであります。でありますから、町長の政治的努力によって、これを解決したならば修正する。極めて今日は良い話をお伺いいたしました。で

ありますが、今の布沢の買い物支援バスのことを考えてみてください。この事態は、決して布沢という地域の独自の問題ではなくて、よくよく見れば、布沢の方々に住民自治としてこの問題を捉えるだけの実力のある方がいらっしゃるから、なっておる。しかし、布沢以外にもそういった方々がいらっしゃるのに、あいにく住民自治をリーダーシップをとっていらっしゃる方がみつからないために、ゆきんこタクシーというひとつの仕組みの中でやっておられるのではないかなと思います。近未来において、このような、65パーセント、7割近くもの不安を持たれる方々がいらっしゃるということは、これは振興計画上、解決すべき重要な課題と思うわけであります。この布沢を含めた公共交通。この問題について、町が行政として、制度・仕組みをつくって、財源については税財源をもって解決すべきだと考えておりますが、現行の公共交通制度。つまりゆきんこタクシー、買い物支援バス。これらの長所・長所を組み合わせ、住民が不安を持たないような、新たな公共交通システムを考えると、考えるべきだと思いますが、いかがですか。これは布沢という個々地域の問題ではなくて、近未来における事態を考えるから、そういうことでもあります。振興計画の中で取り上げるべき問題であります。具体的なものであります。これについてお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 買い物支援バスは、布沢だけではないというふうに私は理解しております。布沢・坂田・梁取・塩ノ岐・大倉というふうに明和地区の中で動いています。一地区の問題でないということは、それは承知をしております。ただあの、これと、その制度ありきではおかしいんじゃないかというのは私の考えです。ということは、乗せてお店に連れていくのと、逆に今、農協、JA等でやっている届けるというやり方は、ほかの町村でやってます。届けるといいますか、お店が注文をして、配達をするというやり方ですね。違うところではそういったこともやってますし、今も一部地域には行商も入ってます。ですからあの、ありきではまずいんじゃないかというのは私の考えです。ですから公共交通の中で全体を、当初、ゆきんこタクシーそのものは、そういったものもクリアしている制度というふうに私は、取り組んだのはクリアされているというふうに思っておりました。ただ、そこに新たな形で、その週の回数が少なく入ってきてやっていただいているものですから、その地域で、そういったルールができれば、昨日もお話はしましたが、地域で使えるお金の中で工夫をしながらやっていただければというふうに考えております。それと、全体の公共交通を整理するには、陸運局との問題もいろいろ絡んでくる場合がありますので一長一短にはできません。

それはあの、一年以上はかかると思います。検討の中では。それについては、現在、いろんな課題が出ておりますので、早急に取り組んではいきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） なかなか細かい話で。要は、ゆきんこタクシーができて、ひとつ新しい時代が始まって、さらに買い物支援バスというのができて、また少し変わって、今その双方があるという事情があって、その使い方にも問題があって、という現実は今、実績として残っているわけですから、それらを整理、修正をして、新たな形で公共交通を構築していくという考えを是非持っていただきたいし、それをお願いをして、今の質問をしているわけがあります。現状に問題があることはよくわかっておりますし、町長も今わかっておりますから、理想を追求していくという形で、理想を追求していく過程で様々な手続きや事務は、それはありましよう。それに固執をしないで、ひとつの理想的な町民のための公共交通はこうだというものをひとつ、私が町長であれば、現時点での総合政策課に命じて、この先10年間耐えられるだけの仕組みをつくってくれと、一年以内につくれと、そう言いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それは、すでに指示をしております。

○1番（酒井右一君） わかりました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） ちょっと意地の悪い質問であります。時間がないので、次に、これ次にまたやりますので、半分やってません。人口問題について、この次としたいと思います。

次に、質問事項の2番であります。今年の6月定例会だったと思いますが、289号八十里越えの開通に際して、私は環日本海経済圏構想を例えて、この日本経済を支える物流の大動脈になる可能性がこの289号線にはあるよということを申し上げました。また、去る11月、只見川河川整備計画の（聴き取り不能）について、たまたま、私が議長不在のため知事要望に同行しました。その際、畠副知事の部屋には環日本海基本構想の基礎になる世界地図が貼ってあったので、副知事に、畠さんに問い合わせたところ、なんでこの地図があるんだやと言ったところ、若干、10分ほど、皆さんより遅れてしまいましたが、環日本海経済圏構想については、畠知事は大きな期待を持っておられました。町長には去る6月に、新

潟の環日本海経済圏研究所、この研究をしていますよと。この主任研究員さんは朝日新聞のコラムに度々投稿されております。さらに、福島にあるシンクタンク福島。ここでも検討されております。町は新潟にも福島にも負担金としてお支払いしているはずですが。あの6月以来、この構想と289号線の関連付けについて検討されたか。あるいはあの当時言われたように、視察に行ってくる、あるいは職員をやる、そういったことをされましたか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、申し訳ありませんが、その取り組みはしておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりやすく大変いいです。この問題については、ついこの頃であります。さすがは平和財団の研究員の方、それから三菱UFJモルガン・スタンレー証券リサーチ部プロダクション課企画課副参事という方が、この件を話したいということで私のところに懇談を申し入れされまして、ビール瓶1本挟んで、このご大層な名前の方々と懇談をしてみいました。私が申し上げたのではなくて、向こう様、当日の私のふるさと只見会でのあいさつの席上、この環日本海経済圏計画の驚愕の事実を紹介したところ、向こう様から意見交換をしたいということでおいでになりました。幸い、私は何とも思いませんでしたが、写真を撮ってくれる方があったので、その時の写真が残っております。つまり、いわゆる日本海を湖に見立てた経済圏構想。アメリカが世界のリーダーシップをとれなくなったときに、どこが台頭してくるか。これは中国と韓国だとはっきり言ってました。そういう中で、環日本海経済圏構想と日本の物流の変化に強い関心を持っておられて、只見の副議長、どう考えてんだというような話を聞かれました。今は閉鎖になってますが、少し前まで、日本エネルギー研究所のホームページに、これはロシアのサハリン1、サハリン2と、それからいわゆる満州を経て、大連港までのエネルギーの道はかなり詳しく出ておりましたが、今はなんか見られなく、パスワードを使わないと見れなくなっています。まあ、冒頭申し上げたこのような事情があります。大きな話であります。必ず訪れるこの289号線全線開通。これについて、環日本海経済圏構想の中では、富山・石川・新潟。それから長野北部。特に長野北部の精密機械。それから三条の機械部品。様々の技術が今東京に一旦出て、それから太平洋側を遡上して宇都宮周辺に行くという、非常に不合理な今、交流をしております。これが一直線になると交通量が増えるというのが私の考えであります。こうした際に、直面するわけ

であります。町内や集落の方々、地域の方々、同じですが、この沿線には様々な人たちがいらっしゃいます。子供からお年寄り。範囲もかなり影響を受けます。町内の集落や地域の方々はこの件について、ああ、5年後、289号線が開通すんだと。そしたらおらいの前って、どうなるんだろうというようなことを考えておられることを耳にしたか、あるいは調査をされたか、町長は町内における道路開通の問題から引き起こってくる現実に直面する話であります。このことをある程度把握されていますか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まずあの、開通後に向けた集落の考え方といいますか、そういった不安と、それから期待等についての調査等については、まだ実施しておりません。それと畠副知事のところにお伺いされて、そういった会話を環太平洋の関係をされるという素晴らしい考えについては、私は畠副知事は7月の豪雨災害、特交をお願いするという、ちょっと現実的なことしか考えてませんでしたので、これからそういった大きな視点で物事を考えていくことを今回は勉強させていただきましたので、そういったご意見を踏まえながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、これから起こることです。多少時間はありますので、前回の質問でも交通安全対策、騒音対策、防犯対策、入会権の侵害等の諸々の問題について対策すべきであると言っておきましたので、そういったことをこれから急いでされるというふうに理解いたします。いずれにせよ、289号線の開通は、町や地域にとって重大な変化を齎しますが、この件について、そろそろ、町が組織を挙げて地域住民と情報を共有する前段がきているのではないのでしょうか。住民の皆さん方はここでお話をされているような情報を知らないのが、基本的に皆さんそうでしょう。我々だけが知っておって、（聴き取り不能）の時にチラチラ申し上げてみても、住民の方々はほとんどわからないのが現状であります。今、町が持っている情報。あるいは県、国。それから三条市。それぞれいろんな情報を持っておられまして、我々もよく耳にしますが、それは我々は立場が立場だから耳にするのであります。この289号線、良いことばかりではないのでありまして、こういった情報の共有について、町長は今後、地域住民と、今後と言ったってすぐですが、どのように情報を共有していくのか。その情報共有の仕方、つまりお知らせの仕方です。これをどのようにされていくかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、町の組織の中には区長連絡協議会というひとつの集落を代表される組織があります。そういった組織等を通じながら、説明をして、必要に応じてはそれを拡大したりということを考えてしながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） それでは、事務分掌に基づく仕事の配分の中で村づくり、地域づくりを担っておられる担当者の方に聞いても良いですか。町長。これは直接、説明員に聞くわけですから、良いですか。説明員にお伺いしますが、この289号線開通について、住民生活に大きな変化が表れると思うんです。ご承知のとおり、甲子峠開通したところ、大内宿に行く方々の渋滞に、すごい交通があつて、あの周辺は道路を渡るにも困る状況です。必ずそうなるとは言ってませんが、それが首都圏の、いわゆる京浜工業地帯、それから東北地方なり北陸地方に行くには、日本アルプス、あるいは谷川連峰、あるいは越後三山等々ありまして、三角形の底辺を行けない状態です。ですから今遠回りしています。これは私の知っておる新潟市内あるいは三条市の中小の社長の間でも、この道路が通れば三角形の底辺を通れる。東京まで行くことねえと。すごいことを期待していらっしゃいます。事実、三条市の金物、機械器具工場の方々の下請け会社は宇都宮に相当あります。そうしますと、三条市の人達は高速道路としてお金を支払う必要のない289号線を、今は栃木県で進めておる121号線の整備。これを使って宇都宮に直接行けるわけでありまして。そうした際に、私の家の前も、渋滞すれば小川通るでしょう。黒谷。勿論、只見は真ん中から分断されます。そういったことを各振興センターではどういうふうにお考えになり、これまでそういった問題について、まちづくり委員会なり、振興委員会なり、そういった中でどのような話をされ、どのような課題の取り上げ方をされ、そして実際に、その問題に対してこういうことをやったということがあれば、是非お聞かせ願いたいと思います。これは三地区とも課題が違いますから、明和はまだ国道改修中。朝日・只見。只見はこれはあの、沖・田中ですな、ここを分断されるわけでありまして、それぞれ違う課題を持っておられますので、御三方にどのような考え方を、どうされてきたか。あるいはこれからどうしていくのか。お伺いいたします。おそらく最後です。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 今のご質問にお答えします。

まだ、各集落の区長様自身が、289の工事状況等を把握している状況ではありませんでしたので、今年度は只見振興センターが主催して行っているバスの見学ツアーに参加してくださいという呼びかけを行いました。で、前回の区長連絡会の折にもその旨を伝えて、来年度は是非行ってほしいという話をしております。そういったことを踏まえまして次のステップにいかうと考えておりました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 我々、朝日地区ということで議員と同じ地区なんですけれども、先ほど議員が指摘されたとおり、道路、それぞれ非常にあの、危険な場所あると思います。で、その改良につきましては過日の回答にもありましたとおり、県のほうに要望いたしまして、危険箇所についての改修ですとか、そういうものについては行っております。ただあの、議員がお質しになった内容で、各住民ですとか、あとは地域づくり委員会の方々、区長の方々の中で、具体的にこの289号線が開通になった後のことについての内容を協議したということは今のところやっております。ですが、今ほどおっしゃったこと、非常にわかりますので、是非あの、これから区長連絡会、それから地域づくり委員会ありますので、その中で議題として出して行って、いろいろな話を情報を伝えながら、今後のことについての考えをまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） 明和のほうは、自治振興会ですとか、あと区長様方、あと婦人会等の団体で、今、開通したらどうなるかというテーマではございませんでしたけれども、その中で明和自体、取り残されているのではないのか。一番危惧されているのは小林地区。あと明和橋関連で大倉。その地区が、どうしてもカーブが、急カーブが多い。それで毎年事故が発生するというような状況もありますので、今、各地区で歩道等が整備されているにもかかわらず、明和のほう、だいぶ遅れているので、そちらのほうを危惧しているというお話はされました。それにおいて、まだそれをどうしようかというような部分までは進んではおりませんけれども、そういう話があったということでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長、現状は今の三地区センターのお答えのとおりですが、35年と

ということになれば、これは全面開通ですけれども、通られる道路、通してくれやという声も出てくると思いますよ。となると、5年というのは極めて短いし、その間に予期せぬ、社会現象と言っておきますけれども、そういったことが起こる可能性は十分にあります。今後、地区センターの業務に、八十里越え開通後の地域社会を見通して何ができるのか。そして何を守っていくのか。このふるさとと地域住民を守るために項立てをして仕事をしろと。これを長の重要施策の一つとして加えていただきたいが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 昨日の一般質問の中でも出ました、289の関係といたしますか、それ以外、町と南会津土木との協議は、事業調整会議ということで職員同士で年2回やっております。そういった中であの、289の開通に向けた形の整備については当然議論になっておりますので、そこに振興センター長も参加しておりますので、そういった状況については掌握していると思います。それと、併せまして、どうしてもその会議の中ではうまくいかない場合は政治的に陳情等で活動している分については、議会の皆さんにもお願いしたりしておりますので、情報はある程度、道路改良と現況については理解はしていると思いますので、そういったものがもう少し、完全にその地域の意見が吸い上がっているのかどうかも含めて、そういったところから取り組ませるようにして、地域の人の考え方が反映されるように努力していきたいというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長、私あの、官公署、いわゆる団体自治内部の話を詰めていただきたいと言っているものではないですよ。住民自治促進のために、まず住民の方々がいかに現状を認識され、そしてそのことを知ることによって事態を納得されます。でありますから、本当の情報公開について、289号線開通の情報について、言葉の上だけでなく、住民側と、団体自治と住民自治の間の情報を共通していかないと、問題が発生してからでは遅いんです。事故があったから信号を取り付けましょうじゃなくて、事故があるかもしれないんで信号を取り付けましょう。いや、信号付けたっけ、誰も事故にならなかった。それで良いではないですか。ということでありますから、私の情報公開を背骨にした質問でありますので、情報公開とは、団体自治側が住民に対して情報公開して、住民自治側はそれに基づいて、住民自治独自の権利を行使していくということにもなりますから、その行った先が、団体自治と住民自治の共同であれば、これは一番良いことであると思いますので、そういう意味で聞きま

した。私の質問の（聴き取り不能）おわかりになったでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 大変申し訳ありませんでした。私がそういったものを踏まえて、その事業調整会議に出て、そしてまた持ち帰すということの意味を安に含めて言ってしまいましたので、当然、その立場の人間が、自分一人の意見ではなくて、振興センターについては、その地域の内情を十分理解してから会議に入っていくということだと思いますので、常にそういったところについては、区長会とか、それから地域の人とのなかで十分に掌握して対応していただくと。そして必要があれば、それを返すということも、実施するように指示をしていきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、今回、テーマが大きすぎて、今回の一般質問だけでは町長の本来、意図されておる崇高な政治理念を引き出すことができませんでした。よって、次回、また同じテーマで質問したいと思います。

今度は、総合戦略、人口ビジョン、第七次振興計画。さらに詳細に読んで質問いたしたいと思えます。

これで終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

3時まで、暫時、休議いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第69号 只見町一般職の任期付職員の任用等に関する

る条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可…

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可します。

〔資料 配付〕

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第69号 只見町一般職の任期付職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

今般の改正をお願いする内容であります。県の人事委員会の勧告に基づくものでございます。つきましては、ただ今お配りを差し上げました、右肩に議案第69号資料とございますが、職員の給与等に関する報告・勧告の概要、29年10月3日付の福島県人事委員会の資料でございます。これに基づきまして今年の人事委員会勧告概要をご説明を申し上げたいと思います。

まず上の二重線で囲ってある本年の報告・勧告のポイントということであります。大きな一つ目といたしまして、平成29年4月の公民較差に基づく給与改定。平成29年度分であります。一つとしまして、民間企業との格差、0.08パーセントを埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置いた給与月額引き上げ。そして、特別給、期末・勤勉手当を0.1月分、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分をするということが大きな概要の一つであります。二つ目としまして、新たな職の設置に係る給与改定。これは来年4月からでありますけれども、主幹教諭ということで教育職の給料表に級を新設ということが一つございます。これは当町には該当はございません。大きな三つ目として、人事管理の課題に関する報告ということで、人材の確保・育成等への取り組みなど、4項目について報告がなされております。今ほどポイント申し上げました。もうちょっと詳細に勧告の内容を申し上げます。その下であります。その次の下の四角の区切りの中に、民間給与との比較ということでございます。本委員会、福島県の人事委員会ですが、本年4月分として支給された職員の給与。これと民間給与。民間は企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内853の民間事業者のうちから、無作為の抽出によって180の事業所を抽出して行いました。その結果が下の二つであります。(1)といたしまして、月例給。職員給与、民間給与、比較しまして較差が297円。これが0.08パーセント。特別給としまして、いわゆるボーナ

スであります、職員4.25、民間4.35月。差は0.1月分だったということでありまして、その下、大きな2番になりますけれども、本年の給与の改定等ということで月例給、給料表、初任給を中心に若年層に重点を置いた引き上げ改定ということであります。行政職給料表で申し上げますと平均改定率0.1パーセント。これあの、本町の給料表に反映して、それが実施ということになりますと、概ね、30代の中盤から後半ぐらいまでの職員が給与改定の対象となるということであります。その下、②初任給調整手当であります、これ、国の人事院の勧告に準じまして医療職給料表（一）の適用を受ける職員。これお医者さんであります、この職員の手当の上限額を引き上げるというものもございます。二つ目として特別給。いわゆるボーナスでありますけれども、年間支給月数を0.1月分引き上げ、4.25から4.35。これを勤勉手当で配分をするという内容であります。その下の四角の囲みで一般職、一般の職員の場合の支給月数ということでありまして、本年についてはすでに6月分支給済みでありますので、12月期の勤勉手当で0.1月分配分。そして、来年度以降は6月・12月、それぞれ0.5月分の配分ということになります。実施時期であります、月例給は本年、29年4月1日。特別給は本年の12月1日ということであります。大きな3番、新たな職の設置に係る給与改定。これは先ほど申し上げました教育職であります。裏ページご覧をいただいて、4その他の課題ということで、通勤手当。ガソリン価格の変動等の実態があると、そういったことを踏まえて検討していく必要があるということであります。（2）としましては公立学校職員の給与。国の検討状況を踏まえながらということですが、これはあの、当町には給料表ございませんので該当はしないということになります。

その下、大きな囲みになりますが、人事管理の課題に関する報告ということで、人材の確保・育成への取り組み。勤務環境の整備。公務員倫理の徹底。高齢層職員の雇用ということで報告がなされてございます。これが概要でございます。

ただ今の概要であります、これが今、提案をさせていただいております69号であります。これに関してのものであります、これはあの、一般職の任期付職員ということで、今申し上げました概要等には残念ながら記載がない内容でありまして、県の勧告の中で一般職の任期付職員。これは期末手当で年間0.05月分増という勧告がなされております。来年度以降は6月・9月、0.025ずつ。しかしながら、今年度につきましては12月で0.05と、そういった月数分の増ということになります。ただ今の内容で給与改定をお願いをする内容でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第69号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） また、すみません、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可します。

〔資料 配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例であります。

今回、改正をお願いいたします内容でありますけれども、これはあの、国の法律であります。雇用保険法等の一部を改正する法律。これが交付をされまして、この法によりまして、地方公務員の育児休業等に関する法律。これの一部改正が行われました。これに伴います町条例の改正をお願いをするものであります。内容であります。非常勤職員につきまして、当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする改正をするものであります。これあの、従前、1歳6ヶ月でありました。

ただ今お配りをした資料ご覧をいただきたいと思っております。1ページ目、中段にございます。左が改正後、右が改正前でありますけれども、下に線が引いてあります。改正後でご覧をいただきたいと思っております。以下、1歳6ヶ月到達日というふうにかっこ書きでなっておりますが、その後ろに下線、第4条の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日ということで、事情を考慮した場合は2歳まで延長できるという改正を法律に基づいてお願いをするものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この改正後の第2条のところにいる、この（4）のところの、次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員以外の非常勤職員。これの該当する只見町の職員というのはどういう人たちなのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今般の改正の該当職員であります。現時点ではそういった職員はいないということですが、法の改正でありますので、今般、条例の改正をお願いをしたというものであります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第71号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第71号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

先ほど、議案第69号におきまして、福島県の人事委員会の勧告、概要をご説明を申し上げ
ました。71号 議会議員の方の報酬、期末手当等々の改正をお願いをするものでありま
すが、これにつきましては県では勧告がございません。しかしながら、国であります。国で
ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律。こういった法律がござい
まして、そこで特別職の職員の方の特別給、いわゆるボーナスの改定を今般行ってございま
す。これにつきましては年間0.05月分の増ということでありまして、配分につきましては、
6月に0.025、12月に0.025ということでありまして、先ほど職員の折にも申し
上げました、今般はもう6月期過ぎてございまして、つきましては12月期で今年に限り0.

05月増ということの改正をお願いをするものであります。これはあの、県におきましても、県の特別職、議員の方、知事等ございますが、それも国に基づきまして同様の措置を行ってございます。

以上、71号、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） すみません。ちょっとお待ちください。

これから討論を行います。原案に反対者の発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。地方公務員の場合、国家公務員の場合もストライキ権はく奪されて人事院勧告という制度があって、それにより勧告制度がとられてきております。私は町の住民の負担軽減、施策を進めるうえで、当面はまだ、議会議員のこの条例、すべきじゃないというふうに考えてますので、この条例には反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第71号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第72号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第72号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

これにつきましても、先ほどの議案第71号 議会議員の方々の報酬、期末手当等の条例と同様でございます。町長、そして副町長、教育長の期末手当について、年間0.05月分、6月・12月、それぞれ0.025月。これは来年からであります。今年は、これも議会議員の方々同様であります。6月期過ぎてございますので、12月で0.05措置をさせていただきたいというものであります。その下、附則の改正がございます。これあの、従前の職名、助役、収入役等々がございました。これを改めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論ですか。

それではこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。議案72号。先ほども71号で言いましたように、特別職については引き上げるのではなくて、町民に還元していくという立場から反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第72号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第73号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第73号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

これにつきましても、議案第71号・72号、議会議員の方々、町長等と同様であります。教育長であります、新制度の教育長。これにつきましては先ほどの議案第72号で対応させていただくと、ここに該当するということになります。しかしながら、11月末で退任をされました前教育長でありますけれども、これは旧制度の教育長、今、ご説明を申し上げて

おります条例に基づく教育長でありました。教育長の退任日、11月の30日をもってということであります。期末手当でありますけれども、12月1日が支給の基準日ということになっております。基準日前、ひと月以内に退任、退職をなさった方につきましては期末手当を支給すると。率は減額をさせていただきますけれども、そういった条例上の決まりとなっております。つきましては今般、その支給のため、期末手当の月数、これは先ほどの月数と同じであります。年間0.05月。これを今般、改めさせていただきたい条例でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほどの72号と同じように、特別職については町民に還元すべきという立場から、教育長のこの条例案、反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第73号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第73号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

これあの、議案第69号の折にご説明を申し上げました福島県人事委員会の勧告に基づく改正をお願いするものでございます。

平成29年4月の公民較差。この差を埋めるための改正。月例給で申し上げますと、平均0.1パーセント。特別給・ボーナスで0.1月分。特別給ボーナスにつきましては勤勉手当ということになります。これを改正をお願いする内容でございます。先ほど申しあげました月例給の改正ということですが、本町で申し上げますと概ね、30代中・後半までの職員が月例給の改定の対象ということになろうかと思えます。特別給、勤勉手当につきましては年間0.1月。これを6月・12月でそれぞれ0.05月分。本年に関しましては6月期、支給済みでありますので12月で0.1月分措置させていただきたいということが改正の内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに
ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第75号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条
例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） それでは、議案第75号 只見町税措置条例の
一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今般の改正につきましては、課税免除等を規定しております法律及び政省令の改正に伴い
まして、所要の改正を行うものでございます。

資料、新旧対照表となっておりますのでご覧いただきながら説明させていただきたいと思
います。まず第2条でございますが、これまで企業立地の促進等による地域における産業集
積の形成及び活性化に関する法律。企業立地促進法と言われるものの改正によりまして、法
律の名称が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律。地域経

済牽引事業促進法というものに変更しまして、これまで集積区域というふうに定義されていたものを、地域経済牽引事業促進区域というものに改めるものでございます。第3条につきましては過疎法に該当するものでございますが、第5条で同じ特別償却設備というものを使用することにより、この条においてという文言を加えさせていただくものでございます。第4条でございますが、第2条第2号で定義をさせていただきました地域経済牽引事業促進法に該当するものでございまして、同様に法律の名称の変更に伴う改正と計画の同意期限について、これまで平成30年3月31日だったものを1年延長しまして平成31年3月31日とする内容でございます。続きまして、第5条でございますが、山村振興法に該当するものでございます。これにつきましても政省令の改正に伴いまして、適用条件の改正となります。改正前におきまして償却資産の取得額の合計額。これが2,900万円ということになっておりましたが、今般の改正によりまして製造業、販売業共に取得価格の合計が500万以上ということで引き下げられております。ただし、製造業におきましては資本金が5,000万円を超える企業については1,000万以上ということで区別化をされておるところでございます。第6条につきましては字句の整理となっております。附則におきまして施行期日は公布の日からということになりますが、改正後の第2条第2号及び第4条地域経済牽引事業促進法に関するものにつきましては、県の基本計画の国の同意日であります平成29年9月29日から適用させていただくという内容でございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君）　この地域経済牽引事業促進法。これ、税条例なんですけど、後に出てくる77号との関連にもなってくると思うんですけども、これは国が指導して、それぞれ、登録県が計画を策定して、9月中旬ぐらいにその計画を上げるというふうにこの法律でなっていると思うんですけども、全国では大体2,000者対象というのが国の方針だというふうに思いますけれども、その福島県の事業計画の中には、それぞれ浜通り・中通り・会津地方ということで、会津地方の中にはこの只見町もカッコして含まれておりますが、この制度に伴う町としての事業計画のようなものは、県に出したのかどうなのかを伺いたと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君）　ただ今の議案の関係でございますが、企業立地促進法の関係がございまして、私のほうで答えをさせていただきたいというふうに思います。

今の山岸議員がおっしゃいました、この法律の施行に基づきまして、その地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画というものが、会津エリア、17市町村であります。会津エリアとして、福島県会津地域として国のほうに申請をしております。この基本計画につきましては今ほど町民生活課長が申し上げた税条例の特例措置。それから、この後出てきます77号の議案であります。企業が用地、工場用地でございますが、工場用地それから施設整備をすることによって定められておる緑地帯を設ける。環境施設を設ける。そういった面積を緩和できる措置。そういったものが盛り込まれております。それを17町村のエリアの中で、特にその集積区域と定めたものを計画を認定を受けたということでございます。その集積の区域につきましては、只見町なんです。その特例措置を受けるのはこの後の77号の条例の中でまた改めて出てまいりますので、その際に加えて説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君）　11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君）　そうしますと、ちょっと、77号との関係で、これ77号は緑地の関係の面積だと思うんですが、これ、ちょっと、付加分に私考えるんで、併せてちょっと質問させてください。この集積区域のほうは、77条のほうでは、乙と甲地域。今までの条例だと二軒ざきと椿。この二つが地名としてあげられているんですが、只見町の場合、その集積地域はこの地番だけで良いのかどうなのかということを確認したいんですが。それで、何故かというのですね、国の法律の場合は企業が立地したい。で、その場合に、優良農地も企業側が望めば規制緩和して、その農地法のほうを規制緩和してね、そしてこう工業地に替えあるというのが、行政だけじゃなくて、今まである法律をもこの企業立地側が、いわゆる提案して替えることができる。これは農地法だけの問題でなくて、騒音規制の問題や様々なこの規制措置が今、日本にあるわけですが、それも企業が提案して替えることができるというような中身にもこの法律そのものになっているんで、只見の場合、この条例案にはそこまでは踏み込んでおりませんが、国の法律との絡みもあって一部改正というふうになっていると思うんですが、そういう点でまあ、ちょっと話が飛びましたが、集積区域というのは工業団地あるところはそこを優先するという事なんで、只見においてはその住所でいくと、二

軒ざき、椿ということの、この二つのところでよろしいのかどうか伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） ご質問のとおり、県の基本計画に記載されています只見町における重点促進区域につきましては、櫛戸字椿。あと二軒在家字上タモ、畑田、入海、権現堂ということで計画をされております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第75号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第76号 只見町介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付、許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可します。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第76号 只見町介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、只見町介護老人保健施設につきまして、平成元年に医療機関等から家庭へ復帰するための中間施設として整備されておりました、介護保険施設サービスを中心に短期入所・療養介護及び通所リハビリテーションに事業を実施することにより在宅生活支援の拠点施設として先駆的な役割をはたしておるところでございます。特にリハビリテーション事業につきましては、介護保険の要支援・要介護者の特別支援を行ううえで非常に重要であることから、1対1での個別リハビリテーションの導入や通所リハビリテーションの利用人数及び利用曜日の拡充等に重点を置くとともに、理学療養士等のリハビリ専門職員を増員するなど、事業の実施を図ってきたところでございます。そうした中で訪問リハビリテーション事業の実施まで至っておりませんでした。平成27年に介護報酬等の改定がなされまして、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の効率的・効果的運用に向けた見直しが行われておりました。只見町介護老人保健施設といたしましても訪問リハビリテーション事業の実施が可能となってきたところでございます。訪問リハビリテーション事業の実施によりまして、施設まで来所ができない利用者がリハビリテーションを受けることができるようになるなど、様々なリハビリテーションの利用形態を整えることで、高齢者の住み慣れた地域で生活することを支援することができることから、在宅サービスの更なる充実に繋がるものと考えているものでございます。

今ほどお配りさせていただきました資料のほうにつきましては、新旧対照表ということになってございまして、3条のところの事業というところで、(4)ということで訪問リハビリテーション事業を追加させていただいております。第4条のほうの入所者の定員のところでは、三つ目の訪問リハビリテーションということで1週間につき10人を定員ということで設定させていただきました。そのほか、関係する字句や文言の修正等を実施させていただいているところですが、この訪問リハビリテーションにつきましては執行予定年月日としては来年の平成30年4月1日からという予定で現在、準備を進めているところでございます。なお、今後のスケジュールとしましては、今回の議案第76号を議決いただいた後、南会津会の理事会、評議員会のほうに提案させていただき、議決を受け、その後、県へ申請して、

来年の4月1日から実施できる運びとなっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） これで改定された中にも、この要介護者及び要支援者というふうになっているんですが、これはあれですか。訪問リハビリも、これは介護保険法から要支援者は外れてまして… 外れてない。その辺の関係は、要支援の場合の扱いは、一昨年10月から変わっていると思うんですが。対応が。で、介護保険じゃなくて、なんだ、ちょっと、正確な名前忘れましたが、その辺は関係なく、リハビリを必要としている人は、要介護者も、要支援者も、両方、きちっと、やっていただけるということで理解してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど山岸議員申されたとおり、要支援・要介護とも実施可能でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それで、要支援者の人の利用料負担というのはどんなふうになりますか。要介護者と要支援者と、分けて徴収になるのでしょうか。それで対応できるその時間等も、要介護1から5の人と、要支援者1・2の人と、この訪問リハビリテーションの時間。それと料金。要介護度の重い人ほど、介護保険では高くなってきますけど、その辺の関係どうなりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 現在、それぞれの費用と考えておりますものとしましては、訪問リハビリテーション費。あとマネジメント加算。サービス提供体制強化加算ということでございまして、1時間あたりですが、400円弱ぐらいかというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） すみません。3問目なんで。1時間あたり400円ということは、これはあの、要支援1・2。それから要介護1から5までそれぞれランクあって、通常ですと介護保険適用になっていろいろ受けるとなると、その介護度によって単価が、本人負担1割にしても、それぞれ単価が違うと思うんですが、これは単純にこう、要支援2の人。それ

から要介護3・4の人でも1時間あたり400円ということで考えてよろしいのか。どうなのか。それである、ちなみに、今までは只見町の中で、このリハビリができる施設というのは只見、こぶし苑だけになっているんで、これはやっぱり、町民にとってもね、非常に大事なところなんで、そういう点では訪問も含めてできるということは家族にとっても大変助かる中身だなと思いますが、費用の面で差があったり、大きく加算されるようなことがあるのであれば、貴重なところでもありますし、町の、来年度からの補助なども含めて検討されていただければ良いかなと思ってますので。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどの介護度別の単価でございますが、国の基準ございまして、そちらのほうで若干違いはあるものと存じておりますが、すみませんが、ちょっと、細かい数字までは今回持ち合わせておりませんでしたので、あくまでも若干の違いということで、それほど大きな違いではないというふうには理解しているところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第76号 只見町介護老人保健施設措置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 77 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 10、議案第 77 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） はじめに、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） どうぞ。

○観光商工課長（渡部公三君） それでは、議案第 77 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、現行の条例、条例名は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例。これが現行の条例名でございますが、これにつきまして、これを根拠法令が変わったことによります一部を条例を改正するものでございます。この条例につきましては、工場立地法において、工場敷地等における緑地面積等を緩和する特例措置を準則として定めるものでございます。

お配りしました説明資料でございますが、ご覧ください。これにつきましては改正後が左でございます。はじめに条例名が今ほど申し上げました条例名。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例という条例名に改正するものでございます。続きまして、第 1 条であります。この第 1 条につきましても、引用法律名が改正されたことによりますアンダーラインの部分の改正になります。続きまして、第 4 条であります。これまでの規定の条例 3 条までございました。その後、附則として既存工場に係る面積の算定方法。これにつきましては、附則から本則に変

え、第4条に規定するものでございます。よって、第4条にこれまでの不足の条文。それにつきましては、この資料の9分の5ページからになります。右側の改正前に記載になっているものが、そのままそっくり第4条に移行するものでございます。尚、この条例であります。緑地面積を緩和する特例措置ということで、該当するものにつきましては、この集積区域9,000平米を超える工場敷地をもつ区域でございます。よって、櫛戸地内の、現在、TNI工業さんが使用されている土地。それから株式会社津工場さんの二軒在家の土地。それから、まだ立地はされておきませんが、二軒在家の上流部にあります権現堂という地域でございます。そこ入海の区域。この3区域と集積区域として定めるものと。よって、ここにおいては、緑地等の確保する面積を減らすことができますよという内容でございます。これまでとまったくあの、変わりませんので、法律名の変更によります条例名の改正ということでございます。尚、この法律の改正によって、一部、農地転用の緩和。これが先ほど山岸議員からご質問あったものでございますが、これにつきましても具体的に企業が立地して、どういう計画でそこで工場を稼働するのか。そういった計画があつて、その計画をもって、この法に照らして適用を受けるということでございますので、現在のところはそういった町、それから民間も計画は持っておりませんので、現状の条例のままという内容でございます。

以上が第77号の議案の内容説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質問ですか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君）　ちょっと、いろいろな、なんていうんですかね、計算式のようなものもあつて、ちょっとよくわからないんですけど、ざっくり言うと、これは工場を建てるときに緑地を一定程度造らなきゃいけなかったことが造らなくてもよくなったということに理解していいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君）　観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君）　ただ今のご質問でございますが、今回の条例改正によりまして第4条に規定される内容でございますが、この規定については、工場立地法において緑地を定める規定が昭和49年に法改正をされております。で、その49年の法改正前の、すでに立地されている工場の適用。それについて、この計算式によって、その面積の出し方が違うよということから、こういう規定をもって、この計算式をもって算出するという根拠にな

るものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 77 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 78 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第 11、議案第 78 号 只見町過疎自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○総合政策課長（星 一君） 議案第 78 号についてご説明申し上げます。

只見町過疎地域自立促進計画の変更について。只見町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更するものとするということでございます。

こちらにつきましては、過疎地域自立促進措置法に基づいて、町が定めた計画の変更というところでございまして、現行の計画が平成28年から32年の5ヵ年というところでございます。こちらに掲載されて過疎債の申請等々によって認められますと、地方交付税措置7割というようなところでございます。

一枚おめくりください。変更の内容でございしますが、1、産業の振興。(8)として、観光またはレクリエーション。2、事業内容として自然首都・只見アウトドア拠点整備事業を追加するというものでございます。変更理由につきましては、青少年旅行村キャンプ場をリニューアルすることにより、時代に合った施設整備とアウトドアサービスを提供し、利用者の拡大を図るというものでございます。

もう一枚めくっていただきますと、変更前と変更後というようなことで、こちら2の産業の振興の(カ)魅力ある観光地づくりの⑨番。変更後のところでアンダーラインが引いてあるところに、只見町青少年旅行村キャンプ場のリニューアルを追加するものでございます。また、19ページの1、産業の振興の欄、(8)観光またはレクリエーション同様に、自然首都・アウトドア拠点整備事業追加をするというような内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番(目黒仁也君) 確認をさせていただきますが、今回の議会の初日に、担当委員長の報告がございました。所管事務調査報告の中で、いわゆるこの事業についての委員会としてのご意見を述べております。で、報告前の、いわゆる担当委員会の中での様々な町当局との議論。これはあくまでも過疎計画の変更という議案でありますけれども、関連がありますので、いわゆる委員会の意見に対する、いわゆる当局の今後の考え方。これ、もう一回、この場で整理整頓をさせていただきたいと思っております。

○議長(齋藤邦夫君) 観光商工課長。

○観光商工課長(渡部公三君) この過疎計画の変更に係るこの事業。アウトドア拠点整備事業でございますが、これまでも経済文教委員会のほうでは報告、説明をさせていただいております。現在あの、基本計画を策定中でございますが、やはりその中で、委員の方から意見をいただいております中で、特にその運営面での実際の具体的な計画。ランニングコスト、収支計画。そういったものをきっちりと積み上げ、理解できるような内容でこの事業を進めると

というようなことを意見をいただいておりますので、それにつきましては担当課のほうで、今、その事業の詳細についても詰めをしているところでございますので、委員会でも申し上げたように、1月中にはご説明を改めてさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） そうされますと、委員会で様々議論ありましたけれども、ある程度、その趣旨をご理解いただいたうえで、今、運営計画全般、収支見通し全般について、検討なさっていると。で、その後、さらにその結果をまた委員会の中で協議しながら進めていくということによろしいんですね。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） そのように考えておりますし、今申し上げたとおりでございます。なるべく早く、そういった具体の計画をお示しをして協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第78号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第12、議案第79号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可します。

〔資料配付〕

○総合政策課長（星 一君） 議案第79号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、南会津地方広域市町村圏組合規約を次のとおり変更するものでございます。

こちらにつきましては、会津ふるさと市町村圏協議会というものがございまして、そちら、会津全域の一帯的な地域振興のために平成8年に設置されまして、会津ふるさと基金30億円を原資として、果実運用型で事業を実施してきたというようなものでございますけれども、こちらについて新たな枠組みでの市町村連携が定着をしてきたこと。他で行っている類似の助成事業が充実してきたこと。また、基金の運用益が低下しまして、十分な事業費が見込めないことなど、当初の目的を一定程度果たされたと考えられ、平成29年度をもって協議会事業の廃止が決定されたものでございます。この事業廃止によって、南会津地方広域市町村圏規約の変更が必要なため、地方自治法の定めによりまして関係地方公共団体の議会の議決が必要なため今回提案をするものでございます。

先ほどお配りをしました議案第79号資料をご覧をいただきたいと思います。左側が現行、右側が改正後でございますが、第3条及び第14条に記載されておりました会津ふるさと基金事業に関する文言をすべて削除するものでございます。また、附則によりまして、県知事の許可を得たうえで、平成30年4月1日から施行するというような内容でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） お伺いします。基金の廃止ということで、組合町村から只見町に戻ってくると思うんですけども、いくらぐらいの金額になるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 利率等もございますので、あれなんですけど、一応、予定としては5, 224万7, 000円でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第79号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第13、議案第80号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第80号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第7号）
のご説明を申し上げます。

平成29年度只見町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出
予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,
482万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,131
万円とするものでございます。

2といたしまして、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

4ページをご覧をいただきたいと思います。4ページが歳入の事項別明細、総括表であり
ます。今回の補正であります。歳入といたしまして、地方交付税。これ特別交付税でござ
います。後ほど個別にご説明を申し上げますが、これで1,400万年程度。そして、繰入
金といたしまして1億4,300万円程度を想定してございます。合計で歳入補正額1億6,
482万5,000円。

歳出の概要であります。5ページの表をご覧をいただきたいと思います。議会費から予
備費まで、それぞれの増減お願いをしております。大きな所で申し上げますと、総務費1
億8,333万7,000円。これは役場庁舎暫定移転関係の経費をお願いをしております。
それが大きな内容でございます。あと大きなものといたしましては農林水産業費の約1,
300万円。これは交流施設への繰出しが主なもの。商工費は約1,000万円の増額をお
願いしております。これは宿泊・飲食の事業等々をお願いをしております。

続きまして、6ページ。今度、歳入から具体的にご説明を申し上げます。

款の9、地方交付税であります。特別交付税といたしまして、今般、1,399万8,0
00円を増額をお願いしております。当初300万円を想定しておりましたので、合わせ
まして現時点での特交予定額1,699万8,000円。これ震災復興特別交付税分でござ
います。続きまして、款の13、国庫支出金であります。これにつきましては負担金、補助
金ともに現在までの事業執行。そして今後の見込みによります過不足の増減をお願いするも
のが主なものでございますが、そのうちで一つ、国庫補助金の総務費管理補助金。社会保障・
税番号制度システムの整備補助金。これは今般、住基法の改正に伴いまして、住基カードに

旧姓、いわゆる前の氏の表記をできるということのシステム改修をしたいものでございます。あとはあの、今年の6月で増額補正をお願いをしておりました総合運用テスト。本稼働等に関する補助金。概ねの確定によりまして、その分の増額も併せてお願いをしております。7ページ、県支出金であります。これにつきましても、概ね、各事業の執行に伴います今後の見込みによります増減等をお願いをしております。8ページであります。財産収入といたしまして各基金の利子収入を見込んでございます。80万5,000円ほど。そして財産収入のうちの財産売払収入。不用品の売払収入ということで200万3,000円ほど計上をお願いをしております。これはあの、不用品であります車両等の公売によります収入でございます。9ページ、繰入金といたしまして基金からの繰入金。公共施設等再生整備基金1億4,000万円をお願いをしております。これはあの、庁舎暫定移転に関する改修等々に充当させていただきたいものでございます。続きまして、特別会計の繰入金。これは後期高齢者医療特別会計からの繰入金。精算分の繰入金327万6,000円をお願いするものでございます。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、10ページになります。歳出になります。まず議会費。給料、職員手当、共済費であります。これはあの、人事院、先ほど議決をいただきました職員の給与関係の条例。そして議会議員の方々の期末手当の条例。あとは、以後はそのほかの町長等の期末手当関係。あるいは教育長の期末手当関係もございしますが、そういった人事委員会あるいは国の勧告に絡む給料、職員手当を各科目でお願いをしてでございます。併せまして職員の異動、扶養等々の異動もございしますが、そういったものを含めまして今後の見込み分もお願いをしております。議会費の旅費であります。これにつきましては今後の議会活動等々の見込みによりまして不足が生じる分、今般、増額補正をお願いしたいもの。交際費につきましても同様であります。諸々、議長交際費、執行見込みによりまして増額をお願いするものであります。10万円でございます。

続きまして、款の2、総務費であります。項は1、総務管理費であります。一般管理費といたしまして給料から共済費。これはあの、今ほど申し上げました人事委員会の勧告等に基づくもの。あるいは異動に伴うものでございます。需用費、11ページの縦断、需用費であります。修繕料といたしまして3,000万円、今般お願いをしております。これは庁舎暫定移転に関する様々な修繕等々実施したいものでございます。続きまして、委託料3,

410万円の増額をお願いをしております。内容はその役場庁舎の暫定移転の改修工事に係る管理業務の委託。そして、様々なシステム等の移転業務の委託。あるいは備品等の移転業務の委託を想定をしております。続きまして、節の15、工事請負費であります、1億810万円をお願いをしております。これは過般、ご説明を申し上げました、旧只見中の1・2階の一部。併せまして駅前庁舎の改修をお願いしたいものでございます。18備品購入費であります、これ、管理用備品といたしましてタイムレコーダーの購入をしたいものをお願いをしております。続きまして、12ページ。財産管理費で委託料をお願いをしております。登記業務の委託料であります、土地改良完治等に伴いまして、今後の登記業務の委託の執行に関しまして不足が見込まれます。つきましては今般、46万7,000円の増額補正をお願いをしたいものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 続けてやってください。

○総合政策課長（星 一君） 総合政策課でございます。給料、職員手当、共済費については人事委員会勧告等に基づくものでございます。8目、ブナセンター費でございます。補正額252万8,000円。こちらについてはふるさと館田子倉改修工事設計業務委託料でございます。この委託料につきましては国道拡幅改良に伴うもので、福島県のほうから次年度、平成30年度内での移転が求められておりまして、早期の工事発注完成を図りたいために今回予算をお願いするというようなものでございます。買収としましては国道側でございますが、約3メートルほど買収が予定されてございまして、さらに、建物でいいますと、境界からさらに1メートル程度は減築の必要があるというようなことでございます。そうしますと、建物としては1階部分では1メートル強。2階では、2階が若干出っぱっている建物なんですけれども、2メートル程度の減築の予定ということでございまして、この建物につきましては国道拡幅側がはじめ想定されておりましたので、減築部分については耐震改修等はしてございまして、施設改修もほとんど行わなかったというような建物でございまして、消失される予定のトイレ等の消失機能についての必要最低限の改修に留めて実施の予定ということでございます。

○総務課長（新國元久君） 目の9、情報システム管理費であります。委託料として196万6,000円をお願いをしております。社会保障・税番号制度システムの整備の委託料でございますけれども、歳入で少し申し上げました。住民基本台帳法が改正になる見込みであります。併せまして、このマイナンバーカードに旧姓、いわゆる前姓でありますけれども、旧

字の表記をするということが必要になってくるという見込みがございます。そういったもの、法の施行と伴いまして速やかにできるように今般、システムの改修をお願いをしたいというものであります。続きまして、財政調整基金費。これは積立金であります、財政調整基金及び減債基金の利子収入の積立をお願いをするものでございます。18万5,000円でございます。諸費。これにつきましても積立金であります。58万5,000円ありますが、記載の基金、災害対策基金からJR只見線ゆめ基金まで、所要の利子の積立をさせていただきたいものであります。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、2項の徴税費及び3項、戸籍住民基本台帳費。これにつきましては人事委員会勧告に基づく人件費の増額ということでお願いいたします。

以上です。

○総合政策課長（星 一君） 14ページ、中ほどにまいりまして、5項の統計調査費。1日、統計調査総務費でございますが、給料、職員手当と共済費。人事委員会勧告に基づくものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、14ページの下段の民生費、社会福祉費の社会福祉総務費でございますが、給料から次ページの共済費につきましては人勧によるものでございます。続いて、補助金。除雪支援保険事業除雪機整備補助金については、実績2件ございまして、その分の不用ということで10万と5,000円ほど減額しております。続いて、繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございまして、事業確定による減ということで、保健基盤安定費分として31万6,000円を減額しております。続いて、老人福祉費につきまして、報償費については敬老祝金の実績による不用残ということで15万円の減。金婚夫婦顕彰につきましても実績による不用残の減ということで12万7,000円ほど減額しております。敬老祝金につきましては77歳の方、78人。88歳の方、57人ということで合計で135人の対象者の方がいらっしゃいました。委託料ですが、バス運転委託料については敬老会のレンタカー分のドライバー分をみておりましたが、今回不用ということで4万8,000円の減です。続いて、敬老会委託料については3地区の婦人会のほうに委託しております委託料の不用残ということで13万3,000円の減でございます。続いて、使用料及び賃借料については敬老会の送迎用のバスの借上げの不用分ということで20万円の減。扶助費については寝具洗濯乾燥消毒費給付費ということで、こ

ちらも実績による不用残ということで2万3,000円の減でございます。積立金については高齢者等福祉基金利子収入積立金5,000円の計上でございます。障がい者福祉費のほうにつきましては、旅費としまして費用弁償ということで5,000円をお願いしております。こちらは地域自立支援協議会の開催用ということで費用弁償ということでお願いしております。委託料につきましては、次ページのほうに続いておりますが、障がい者のデイサービス事業委託料ということで、10月までの実績と今後の見込みということで不足が生じる見込みでございまして16万7,000円の増額をお願いしております。扶助費につきましても生活介護サービス費、自立支援医療、更生医療の給付費でございますが、こちらも実績と今後の見込みによりまして不足が生じますので、それぞれ増額をお願いしているところでございます。償還金についてですが、重度心身障がい者医療費県補助金返還金ということで県への返還分となりますが、3万9,000円ほど計上させていただきました。続いて、介護保険費のほうの繰出金でございますが、介護保険事業特別会計への繰出金、地域包括支援センター特別会計への繰出金。それぞれ必要分を増額させていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、民生費、児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、報償費については子宝祝金ということで40万の増額をお願いしております。こちらについては11月以降の出生見込みの増ということで、第1子が7人、第2子が3人、出生見込みでございまして、その分の祝金のほうの不足が見込まれますので40万をお願いするものでございます。こども教室のスタッフさんについては実績による減額でございます。旅費についてもこども教室のスタッフの費用弁償の実績によりまして減となります。続いて、17ページのほうになりますが、委託料として夏休みこども教室委託料につきましても実績による不用残となっております。補助金につきましては多子世帯保育料軽減事業補助金としまして、途中入所により該当者が増えた関係から17万4,000円ほど増額をお願いしているものでございます。すこやか激励金につきましては実績による減となります。続いて、只見保育所費ですが、給料から共済につきましては人勸によるもの。賃金から役務費につきましては、今後、不足が見込まれることからそれぞれ増額をお願いしているものでございます。朝日保育所費ですが、給料から次ページの共済費までは人勸によるものでございます。賃金については臨時雇い賃金を1年間みておったわけですが、4月から11月まで、なかなか人が見つからず、その分の減額をさせていただいております。なお、12月から臨時保育補助がみつかりまして、現在、勤

務いただいているところでございます。明和保育所費については人勸によるものでございます。

続いて、衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費でございますが、給料から共済費までについては人勸によるものでございます。続いて、19ページの負担金ですが、広域市町村圏組合地域医療支援センター負担金ということで確定による減となっております。繰出金につきましても、国民健康保険施設特別会計への繰出金ということで、運営費、診療所費のほうですが、運営費のほうとして800万円の減となっております。予防費については、需用費から19の負担金まで、出生見込み数の増の関係から、それぞれ10人ずつ増額をさせていただいた関係から、それぞれの金額の増額をお願いしているところでございます。次ページの扶助費につきましても出生見込みの増から、妊婦・乳幼児検診費及び通院交通費の助成ということで79万8,000円をお願いしております。

○副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） 環境衛生費の380万3,000円の減でございますが、給料、職員手当と共済費ということで、職員の異動によります予算振り替え及び人勸対応でございます。

○農林振興課長（渡部高博君） 20ページ、下段、農林水産業費の2目、農業総務費であります。給料から次ページ、21ページの共済費までにつきましては人勸に伴うものであります。3目、農業振興費であります。33万7,000円。機構集積協力金であります。これにつきましては7ページの県補助金が財源でありまして、国の俗にいうトンネル補助であります。内容につきましては人・農地プランの話し合いの中で農地中間管理機構にまとまった農地の貸付を行った地域並びに離農する者に対して交付される交付金であります。地域集積協力金ということで、地域には22万5,300円。あと耕作者、土地を提供していただいた方には11万3,000円ということで、黒谷集落並びに小林集落に支払われるものであります。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、4目の山村振興費です。補正額1,225万7,000円です。14の使用料及び賃借料です。借上げ住宅の賃借料として60万円を減額します。これにつきましては地域おこし協力隊、森の分校ふざわに活動している者でございますが、住宅、これは布沢区の管理する住宅に無償で入居されているということで不用残を減額するものでございます。28の繰出金でございます。1,285万7,000円。交流施設特別会計への繰出しです。事業費として源泉ポンプの施設改修等に充てるものでござい

す。

以上です。

○農林振興課長（渡部高博君） 21 ページ、下段、農林水産業費、林業費の1目、林業総務費並びに3目、林道費であります。いずれも人勸による補正であります。

大変申し訳ありません。22 ページの共済費まで人勸に伴うものであります。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、22 ページの中段、商工費でございます。1目の商工総務費であります。46万円の補正につきましては給料から共済費まで、人勸、給与改定によるものでございます。2目の商工振興費であります。積立金として1万2,000円。これは起債の基金の利子収入を積立するものでございます。3目の観光費であります。1,002万2,000円でございます。委託料として登山道の修繕委託料47万1,000円減額します。事業完了によるものでございます。19の負担金、補助金及び交付金でございます。負担金として南会津着地型観光推進協議会の負担金。これ、事業変更になりまして負担金が確定したものです。続きまして補助金でございますが、町観光まちづくり協会の補助金。交通事業分。二次交通対策分でございますが、101万8,000円を増額する。これにつきましては只見とそれから田島を結ぶツアーバス。今後、下期の運行増が見込まれることから補助金に不足が生じるというようなことをお願いするものでございます。続きまして、宿泊飲食事業持続化創業支援補助金でございますが、1,000万をお願いしてございます。これにつきましては今年度当初で2,500万をお願いし、事業は8件の事業を実施しているところでございます。この事業につきましては27年度からの3ヵ年の予定で開始した事業でございます。今年度、3年目の最終年度ということでございますが、今年度で終了するにあたりまして、現在も商工会を通してのこの補助事業でございますが、事業要望がまだあるというようなことから補正予算で対応したいという内容のものでございます。続きまして、25の積立金であります。これにつきましても起債の基金利子の積立でございます。4目のふるさと交流費です。31万3,000円減額をお願いします。費用弁償として、これ、ふるさと大使の事業実績、費用弁償について減額するものでございます。5目の観光施設費です。39万7,000円を減額いたします。一つにつきましては備品購入の管理用備品として、これ遊覧船。田子倉の遊覧船でございますが、外に備え付けたベンチでございますが、購入をして、残額でございます。それから機械器具費であります。自動車購入として旅行村に管理用の軽トラを1台配備しました。その不用残でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） 続きまして、土木費の16万8,000円の増額でございます。給料、職員手当。おめくりいただきまして24ページ、共済費までは人勤の対応分でございます。負担金ということで県砂防協会の負担金。確定による増でございます。繰出金。表記基金の運用利子収入でございます。続きまして、道路維持費の217万5,000円ということで、除雪機械に係ります消耗品ということで、こちらにつきましては排ガス規制に伴います窒素化合物の除去剤の費用及びタイヤ交換費用でございまして、修繕料につきましては朝日地区のスノーステーションの修繕費用でございます。その下、道路新設改良費4万5,000円につきましては人勤対応分でございます。続きまして25ページの住宅管理費17万3,000円につきましては大倉団地3号等の長寿命化工事に伴いますNTT分電盤機器の移転補償費でございます。

以上です。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、25ページの中段、消防費になります。1目、非常備消防総務費につきましては人事委員会勧告に基づく増額となります。2目の常備消防総務費でございますが、広域圏の負担金の減額でございます。これにつきましては、今年度、下郷出張所に配置されております消防ポンプ自動車の更新事業の事業費が確定したことによります減額となっております。

○教育次長（増田 功君） 教育費。1項の教育総務費、事務局費でございますが、25ページの2、給料から26ページの共済費まで、人事委員勧告等に伴うものでございます。25、積立金につきましては表記の利子収入積立金でございます。2項の小学校費、教育振興費、備品購入費の120万でございますが、教材備品としまして教科書の指導書でございます。こちらのほう、平成30年、次年度から道徳が小学校で強化ということになりますので、それと32年度からの英語の強化ということで、そちらのほうの強化の指導書を購入するものでございます。

27ページ、社会教育費、1目、社会教育総務費でございますが、積立金については表記の利子収入の積立金でございます。2目、文化財保護費、需用費でございますが、印刷費。こちらのほう、150万の減額でございます。内容は寺社仏閣調査の報告書を印刷予定しておりましたが、さらに調査が必要な仏像等がありますので、そちらのほう調査してからということで、今回、これを減額するものでございます。13委託料、八十里越え現況調査委託

料38万4,000円の減額でございますが、こちらのほう、古道のほうですが、許認可関係の許可が下りませんでしたので、今回、減額いたします。

続いて、5項の保健体育費ですが、1の保健体育総務費でございますが、こちら補助金で町体育協会補助金でございます。こちらのほう、市町村対抗野球、只見町チーム。例年、ほぼ1試合目で負けておりましたが、今年は3位ということで5試合の試合をしましたので、それに伴う費用がかかりましたので、50万円の補正ということになっております。続いて、2目の体育施設費でございますが、こちらのほう光熱水費、水道料ということで3万円の増額をお願いしたいというものでございます。町下の町民プールですね、循環ポンプが故障しまして、余分に水道、もう一回貯めなくちゃならないということが起こりまして、3万円の増額をお願いするものでございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きます、災害復旧費であります。2目の観光施設現年災害復旧費です。331万5,000円を減額するものでございます。13の委託料であります。登山道の修繕完了によります減額。それから、15の工事請負費につきましては28ページに及びますが、青少年旅行村の災害復旧工事の完了ということでございます。これにつきましては当初の予定していた箇所で簡易的な部分については、なかなかあの、当初、災害復旧工事の対応業者がなかなかいなかったこともありまして、旅行村の直接的な対応、そういったこと。それから工法変更によりまして事業が一部変更してこの金額で完了したということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○総務課長（新國元久君） 28ページ、中段の款の13予備費であります。今回の補正予算、予備費3,671万円の減額をもって調整させていただきました。

続きます、29ページであります。給与費明細書、特別職の方々の分になります。

続きますは30ページ、給与費明細一般職の分でございますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、議案第80号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第7号）、ご説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は延会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

（午後４時４０分）

